

參議院農林水產委員會會議錄第十三號

平成十八年六月十三日(火曜日)

午前九時三十一分開会

委員の異動

辞任

和田ひろ子君

三

卷之三

理事長

委員

| 委員の異動 | | 農林水産大臣 | | 中川 昭一君 | |
|--|------------|--|-----------|--|-----------------|
| 月十二日 | 辞任 | 農林水産副大臣 | 三浦 一水君 | 大臣政務官 | 農林水産大臣政務官 |
| 午前九時三十一分開会 | 出席者は左のとおり。 | 和田ひろ子君 | 補欠選任 | 高野 浩臣君 | 小斉平敏文君 |
| 十三日 | 委員長 | 段本 幸男君 | 千葉 景子君 | 事務局側 | 常任委員会専門 |
| | 理事 | 萩原 健司君 | 萩原 健司君 | 政府参考人 | 農林水産大臣官房技術総括審議官 |
| | | 岩城 光英君 | 岩城 光英君 | 農林水産省総合食料局長 | 英昭君 |
| | | 加治屋義人君 | 加治屋義人君 | 農林水産省生産局長 | 西川 孝一君 |
| | | 常田 享詳君 | 常田 享詳君 | 農林水産省経営局長 | 岡島 正明君 |
| | | 小川 勝也君 | 小川 敏夫君 | 振興局長 | 井出 道雄君 |
| | | 岩永 浩美君 | 萩原 健司君 | 農林水産省農村振興局長 | 山田 修路君 |
| | | 岸 信夫君 | 岸 信夫君 | | |
| | | 国井 正幸君 | 国井 正幸君 | | |
| | | 小斎平敏文君 | 小斎平敏文君 | | |
| | | 野村 哲郎君 | 野村 哲郎君 | | |
| | | 三浦 一水君 | 三浦 一水君 | | |
| | | 郡司 主演 | 郡司 主演 | | |
| | | 了君 彰君 | 了君 彰君 | | |
| | | 千葉 景子君 | 千葉 景子君 | | |
| | | 新平君 マルティ君 | 新平君 マルティ君 | | |
| | | 谷合 松下 | 谷合 松下 | | |
| | | 福本 紙 | 福本 紙 | | |
| 正明君 | 智子君 | | | | |
| 員会を開会いたしました。 | | 本日の会議に付した案件件 | | ○政府参考人の出席要求に関する件 | |
| ○農業の担い手に対する經營安定のための交付金の交付に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) | | ○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) | | ○砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付) | |
| 昨日、和田ひろ子さんが委員を辞任され、その補欠として千葉景子さんが選任されました。 | | ○委員長(岩城光英君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。 | | ○委員の異動について御報告いたします。 | |

○委員長(岩城光英君) 政府参考人の出席要求に
関する件についてお諮りいたします。

初には取り上げたいと思います。

| | | |
|---------|-----------|--------|
| 副大臣 | 農林水産大臣 | 中川 昭一君 |
| 大臣政務官 | 農林水産副大臣 | 三浦 一水君 |
| 農林水産大臣政 | 、 新改文書 | |

| | |
|----------------|---------|
| 事務局側 | 務官 |
| 政府参考人 | 常任委員会専門 |
| 官房技術総括審議官 | 農林水産大臣官 |
| 農林水産省総合 研究室 | 高野 浩臣君 |
| 染 | 英昭君 |

農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案外二案の審査のため、本日の委員会に農林水産大臣官房技術総括審議官染英昭君、農林水産省総合食料局長岡島正明君、農林水産省生産局長西川孝一君、農林水産省経営局長井出道雄君及び農林水産省農村振興局長山田修路君を政府参考人として出席を認め、その説明を聽取することに御異議ございませんか。

○委員長(岩城光英君) 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案、砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

○ツルネンマルティ君　おはようございます。民主党のツルネンマルティです。

ついて質疑が行います。私も前回、この法案に対する質問したときは、時間が足りなくなつて四つ

も質問が残つてしましました。しかし、後でいろんなほかの委員の質問を聞きますと、その三つは、特に集落営農についての質問はほぼ同じような質問もありましたので、それをもう繰り返しません。いずれにしても、それを質問していくても、答弁も恐らく変わらないんだと思います。しかし、その残った質問の一つだけをどうして最も

○ツルネンマルティ君 この中に、私は特に引っ掛かっていることは、農業者が自ら点検するということありますね。それから、重要なことで、さつきも言いましたように、この対象農業者の要件の一つになります。しかし、この規範もここにはありますけれども、非常にすばらしいことが書いてありますけれども、これをチェックすることは完全に農業者本人に任せているということは、私は非常に足りないというか、あいまいな点ではあるんじゃないかなと思っています。

悪く言えば、これは一つは、この環境と調和の取れた農業というのは、確かに法律には入っていませんけれども、それは一つのうたい文句にすぎないということじやないかなと思います。本来ならば、やっぱりこれはもつと厳しく何らかの形で本当に点検しているか、基準を守っているかどうかチェックする必要があるんじゃないかなと思は思います。これだけ、私はこの法案について今最初に取り上げたかったことです。どうしてもそのチェックが必要と私は思っています。

今日は、私はこの新法に対してこれ以上質問します。これだけ、私はこの法案について今最初に取り上げたかったことです。どうしてもそのチェックが必要と私は思っています。

今日は、私は社会の中でも今農業に非常に関係ある一つの大きな問題について幾つかの質問をこの三十分の中で取り上げたいと思っています。

それは牛乳についての問題です。牛乳離れが今行われているということを私たちは知っています。その牛乳離れについての原因とその対策を私は質問したいと思っています。いろんな理由があるはずです。

まず、私は最初には牛乳の生産と消費の例え過去十年間の動きというか、行動について簡単に報告をしていただきたいと思います。

○政府参考人(西川孝一君) 最近十年間の牛乳の生産、消費の動向というのはどうだというお尋ねでございます。

牛乳類の生産量、これは消費量になりますけれども、その動向を見ますと、牛乳は平成六年度の

四百三十五万キロリットルをピークとして減少傾向で推移しております。この十年間では約九%の減少ということになっております。一方、乳飲料、これはコーヒー牛乳であるとかイチゴ牛乳と、そういったことで代表されると思いますけれども、この乳飲料はこの十年間で約一四%の増加という事になっております。

この牛乳の消費の減でござりますけれども、これにつきましては、少子高齢化によりまして、一人当たりの消費量の多い人口層が減少傾向にあること、豆乳でありますとか茶系飲料等の他飲料との競合などによりまして減少しているということが挙げられると思いますが、一方、乳飲料、増えてる乳飲料につきましては、消費者の嗜好に応じた新商品の開発などによつてこれは健闘しているというふうに考えているところでございます。

○ツルネンマルティ君 今の報告にもありましたように、生産量には動きがありますけれども、それほど大きな動きではないんですね。だから、どちらかというと、問題はその消費の落ち込み、少なくともいわゆる飲む牛乳に対する落ち込みは、これは今新聞でも報道されていますし、大臣もこれに対するいろいろな配慮をしていることを私も聞いています。

私も、ここで、読売の三月二十八日の新聞にも書いてあるように、やはり飲む牛乳の消費は言わば前年に比べて七%減っているということですね。つまり、新聞でも報道されているように、牛乳が余っているということ、特に今年になつて余っているということ、その生産過剰となつている牛乳の行方がどうなつてているか。つまり、処分の対応が難しい基本的な特徴を持つているというところを要する分野でございまして、その時々の需給実勢であるとか価格変動等、それに応じた機敏な対応が難しい基本的な特徴を持つているというところを要する分野でございまして、行政としても各方面からの拡大につきましては、行政としても各方面から支援措置を講じているというのが現状でございます。

○政府参考人(西川孝一君) 生産過剰の牛乳の取扱いというお尋ねでございますけれども、委員御指摘のとおり、生乳の需給が緩和する中で生産者団体によります計画生産が進められているわけでございます。

十七年度、北海道では、その達成を図るために、昨年の十一月から能力の低い乳牛の淘汰であ

りますとか、早期乾乳の実施によりまして出荷抑制ということに取り組んだところござります。ただ、今年の三月は生乳の生産が前年を上回る、そういう中で、ちょうど学校給食用の牛乳の停止時期に当たるといったことで牛乳の消費の落ち込みがありました。加工向けが増加したわけですがありますけれども、工場がフル稼働しても加工処理できない見通しになつたということでございまして、ホクレンが生乳八百九十二トンを廃棄するということを決定いたしまして産業廃棄物の処理業者に委託処理をしたということでございます。

なお、十八年度につきましては、生産者団体は十二年ぶりとなる減産型の計画生産に取り組むこととしておりますけれども、こうした事態を避けるためにも、やはり生産者自らが需要に応じた計画生産に取り組むことで需給なり経営の安定を図ついくというのが極めて重要であるというふうに考えておりますけれども、こうした事態を避けたためにも、やはり生産者自らが需要に応じた計画生産に取り組むことで需給なり経営の安定を図ついくというのが極めて重要であるというふうに考えております。

生産者自らが需要に応じた計画生産に取り組むことは、酪農の健全な発展や消費者への牛乳・乳製品の安定供給を図る上で重要であるというふうに考えております。

これも御案内のとおりでございますけれども、酪農というのは搾乳に至るまでに相当の手間と時間を要する分野でございまして、その時々の需給実勢であるとか価格変動等、それに応じた機敏な対応が難しい基本的な特徴を持つているというところを要する分野でございまして、行政としても各方面から支援措置を講じているというのが現状でございます。

○ツルネンマルティ君 つまり、これは生産者本会ついて、自分がせつから作つた牛乳は焼却されると、これは何とかしなければならない。

今は答弁にも少し触れられましたけれども、その生産調整をもうちょっと具体的には、完全にこれが生産者に任されているか、あるいは何らかの形でそれに行政もかかわっているかどうか、これからは残らないようにならぬようにならぬいう生産調整が行われているか、もう一回それをちよつと具体的に説明していただきたいと思います。

○政府参考人(西川孝一君) 生乳の計画生産といふことになりますけれども、これは今回そういう減産型の計画になつておりますけれども、昭和五十年代に入つてから生乳需給の緩和、それに伴い

ます乳製品在庫の過剰等、そういうものがございまして、それを契機として、生産者団体、これは中央酪農会議でござりますけれども、生産者団体が昭和の五十四年度に開始して以来、その後、継続的に計画生産ということは行つてはいるわけでございます。

繰り返しになりますけれども、十八年度においては、全国的に生乳需給が緩和するとということは、生産者団体は十二年ぶりとなる減産型の計画になつてはいるという現状でございます。

リーム用でありますとか、そういういたものについては支援措置を講じているというところでござります。

○ツルネンマルティ君 ありがとうございます。

ここで、次の質問を大臣にしたいと思います。

特に四月には各新聞ではこの余った牛乳をどう

するかといういろんなことが書いてありました。

そして、大臣の発言でも、発展途上国へ何らかの

形で緊急援助として送つたらどうですかといふ

以前にもそういうのはあつたと思ひますけれど

も、そのとき検討していると云ふ言葉が新聞に

載つてましたけれども、その検討は今何らかの

行動に移つてゐるか、あるいは難しいなら、例え

ばWTOの関連では、それにはどういう問題も

入つてゐるか、そういう緊急援助でもなかなかで

きないとすれば、このことについて大臣からの答

弁をお願いします。

○國務大臣(中川昭一君) おはようございます。

今ツルネン議員の御質問の中で、WTO上の問題は多分ないんだろうというふうに思つております。

御指摘のように、牛乳が生産と消費のミスマッチ、つまり余っているという状況でござります

が、私のところも牛乳の主産地なものでございま

すのでいろんな話を聞くわけであります。

牛乳は体にいい、健康にいい、もっと飲んでも

らいたい、これは単なる、何といいましょうか、

飲料ではなくて、体づくりあるいは健康のために

必要だというふうに思つておりますし、そういう

経験を持つてゐる人も一杯いるわけでございま

すので、そういう意味で牛乳をもつと飲んでもらいたい。欧米に比べてまだ消費量は何分の一、三分の一下という状況でござります。残念ながら牛乳が余つてゐると。

他方、世界には栄養不足、貧困という人たちも一杯いらっしゃるので、そういう人に何とか牛乳を、そうであるならば、今、ツルネン議員が御指

摘のように、千トント近い牛乳を廃棄するとか生産調整をするとかいうのであれば、取りあえずは緊

急的に支援をできないだらうかということで、御指摘のように今検討をしているところでございます。

具体的にはウクライナを考えておりますけれど

も、実は牛乳をこうやつて送ると、水がほとんど

でござりますので重量が掛かる、つまり運賃が掛

かる。ですから、脱粉という形、脱脂粉乳という

形で送つた方が、それに栄養分を入れて送つた方

がいいのではないかと。しかし、脱粉ですから水

に戻さなければいけない。昔ある民間会社が一

失礼しました。ウクライナじゃなくてウズベキス

タンでございます。訂正いたします。しかし、あ

りますが、これはもう外務省も財務省も、それ

から総理も大変この件については早くやれとい

うふうに指示をいただいておりますので、できるだ

け早く、近いうちにウズベキスタンに対して、子

供たちあるいは栄養に苦しんでゐる人たちに対し

て、脱粉プラス栄養を加えた形で早急にお送りし

たいというふうに思つております。

○ツルネンマルティ君 今の大臣の答弁の中に

は、WTOとの関係は余りないというか差し支え

がないということ。

私は、ここに毎日新聞の記事が一つありますけ

れども、やはり緊急援助を検討しているところに

は、この下の方には、WTOのいわゆるドーハ・

ラウンドでは、食糧援助は貿易をゆがめる場合が

あるとして、緊急のものに限る方向で議論されて

いるというのではありませんから、だから、あくまで

もこれは緊急のときは問題がないというふうに解

釈してもらいたいですね。

○國務大臣(中川昭一君) 今、ドーハ・ラウンド

で議論が、食糧援助について、もう少し広い意味

でいうと輸出補助金についての議論の中で行われておりますけれども、そこでも緊急、人道的あるいは現物等々という幾つかの条件を踏まえて、つまり輸出迂回ではないかとか、補助金付きではないかとかいうことはけしからぬという議論はありますけれども、少なくとも現行のWTOルールにおいては、今、ツルネン議員御指摘のように、緊急かつ恒常的ではないと、人道支援であるという

ことで、これはWTO上問題がないというふうに認識をして、早急に困つてゐる人にお送りしたい

といふに思つております。訂正いたします。日本

は、これは非常にいいことだと思います、日本の国際貢献にも役に立つことありますから。成功

を祈ります。

もう一つの問題は、今も大臣の答弁の中にもあ

りましたように、牛乳は健康に良い、だから是非、消費拡大のいろんなキャンペーンを大臣自身

もあるは農林水産省も行つてゐるということもいろいろな資料があります。ちょうど今月の八日に

も、読売新聞には一ページのキャンペーングリーフで、牛乳は一生懸命ア

リーフして、牛乳は健康に良い、だから是非、消費拡大のいろんなキャンペー

ーンを大臣自身も行つてゐるということも

も載つてました。私もこれを読ませていただき

ました。

この中では健康に良いということを一生懸命ア

ピールして、牛乳は健康に良い、だから是非、消費拡大のいろんなキャンペー

ーンを大臣自身も行つてゐるということも

も載つてました。私もこれを読ませていただき

ました。

○ツルネンマルティ君 今の大臣の答弁の中に

は、WTOとの関係は余りないというか差し支え

がないということ。

私は、ここに毎日新聞の記事が一つありますけ

れども、やはり緊急援助を検討しているところに

は、この下の方には、WTOのいわゆるドーハ・

ラウンドでは、食糧援助は貿易をゆがめる場合が

あるとして、緊急のものに限る方向で議論されて

いるというのではありませんから、だから、あくまで

もこれは緊急のときは問題がないというふうに解

釈してもらいたいですね。

○國務大臣(中川昭一君) 赤ちゃんがすくすく

過程において、本当は母乳がいいんでしようけれども、母乳に代わるものとして牛乳というものを飲んで私たちも育ってきたわけでございます。

で、そういう意味で、欧米では、これはもうツルネン議員の方がよく御存じだと思いますけれども、神様が与えた完全食品であるということで、やはり牛乳というのは赤ちゃんが飲んでもすぐすぐと育つ必要な飲料。

それから、さつきちょっと申し上げましたけれども、スポーツ選手あるいはその新聞の広告にもありますように有名なタレントさん、自分たちは牛乳を飲んでサッカーで強くなつた。また、私の友人でも、お相撲さんで牛乳を飲んで体を鍛えた、ラグビー選手でも牛乳を一生懸命飲んで背伸びた、これが、体が強くなつたという。ですから、私が言うよりもそういう人たちの経験談で、自分たちは意識的に牛乳を飲んで見る体が強くなりました。

でも、スポーツ選手あるいはその新聞の広告にもありますように有名なタレントさん、自分たちは牛乳を飲んでサッカーで強くなつた。また、私の友人でも、お相撲さんで牛乳を飲んで体を鍛えた、ラグビー選手でも牛乳を一生懸命飲んで背伸びた、これが、体が強くなつたという。ですから、自分が言うよりもそういう人たちの経験談で、自分たちは意識的に牛乳を飲んで見る体が強くなつたというのをもつともつと説明をしていく必要があります。

農林水産大臣が幾ら牛乳を飲め飲め、これはもう北海道出身の中川だから言つてゐるんだろ

うと、いうふうに思われますけれども、そつぞうなくなつたというのをもつともつと説明をしていく必要があります。

農林水産大臣が幾ら牛乳を飲め飲め、これはもう北海道出身の中川だから言つてゐるんだろ

うと、いうふうに思われますけれども、そつぞうなくなつたというのをもつともつと説明をしていく必要があります。

農林水産大臣が幾ら牛乳を飲め飲め、これはもう北海道出身の中川だから言つてゐるんだろ

うと、いうふうに思われますけれども、そつぞうなくなつたというのをもつともつと説明をしていく必

要があるんだろうと思います。

自分たちは意識的に牛乳を飲んで見る体が強くなつたというのをもつともつと説明をしていく必

要があるんだろうと思います。

両論もあります。そして、それの反対運動も起きています。私は、今日はここには資料を配付したのは、実は今は「病気にならない生き方」という本をこの新谷弘実教授が、医者でもありますから、発行していますね。

この中では、なぜ私はこういうものを取り上げるかと。これは既に日本では八十万部売れていました。この中では、牛乳に対して、牛乳は健康に良いといふことを何十ページも彼は書いてあります。そして、この人はさらに、私たちには、いろんな人がいますけれども、この人は世界でも、この中にも紹介、たまたま私はこの本の中から参考資料を取つたら、何十ページもありますから、たまたまインターの中で、エコ・ピュアという雑誌のインターの中で非常にコンパクトに彼の牛乳に対する考え方を書いてありましたので、わざわざこれでそれをまとめましたから。

彼はここにも書いてあるように、もう四十年間医者をやつていて、そして世界で有名になつたというのは、彼は大腸内視鏡でボリープを切除することに初めて成功した人で、その後は三十万人の人の大腸を内視鏡で観察して、その人はどういふものを食べたかということも記録しながら彼はそういう結論に達したということになります。そして、さつき言つたように発がん物質ですね、これは、私はもう時間が何分かしかありませんから読みませんけれども、このマジックでマークしたことだけは牛乳に対する考え方、あとはそれと関係ないんですね。大体この本の中で同じようなこと書いてあるということですね。

だから、これに對して、つまり牛乳の、例えばカルシウム源としてはほかにもたくさんありますから、それは一番良いということはないといふうに彼は言つています。さらに、非常に驚いていることは、四十年前には日本では学校給食には牛乳が登場したときは、その後はアトピーとかぜんそくとかそういうものは、アレルギー体質が増えた、これは牛乳のせいかどうか私も疑つています。しかし、彼はそう言つているということです

ね。

このような牛乳に対する批判的なことに対しても、やはり私たちは、例えば農林水産省も何らかの形で反論する必要があるんじゃないかなと私は思っています。これに対する大臣の見解をちょっとと。

○副大臣(三浦一水君) 委員御指摘のように、そもそも牛乳・乳製品の有用性につきましては、カルシウムをまず豊富に含んでおり、それから吸収率が非常に高い、それから骨密度を増加させる、あるいは大腸がんの予防効果があるなどの研究報告が内外の医学関係者から広く行われているところでありまして、その見解は医学界でも一般的に支持をされてきているところであります。

「病気にならない生き方」、新谷弘実さんの著作であります。私も酪農家、熱心な酪農家から一體どうなつてているんだということを度々抗議を受けまして、役所内でも確認をし、また検討をしてきましたところでございます。この中には、牛乳・乳製品は体に良いとは言えないという記述がしてあります。牛乳を開發されました。それは日本では恐らくまだそういう牛乳は開発されていないんです。だから、私は、日本でもこういう反論があることを異論ありました。フィンランドでは、二〇〇一年では世界で初めて牛乳の中の乳糖、ラクトースと言います、これを牛乳から完全に除去した牛乳を開発されました。そうすると、アレルギー体质の人たちも飲めるよう、もう本当に売上げはどんどん伸びました。

牛乳・乳製品に限らず、食物の効用につきましてはいろいろな見解が世の中にあるというふうに思いますが、この著書の見解が牛乳・乳製品の消費に影響してはならない、そのことが大事だというふうに感じております。

昨年七月の出版後、速やかに日本酪農乳業協会におきまして新谷氏の主張に対する反論をまとめ踏まえながら、食事バランスガイドにも位置付けをし、その摂取を推奨しているところでございます。

牛乳・乳製品につきましては、専門家の意見も参考までに一つのフィンランドの情報だけをちょっと伝えたいと思います。

さつきも言いましたように、フィンランドでもあります。私が國のためにプラスになるというふうに思っているのは、ツルネンマルティ君のコメントもこれに対して今回求めます。そして、大臣のコメントもこれに対して今回求めます。

参考までに一つのフィンランドの情報だけをちょっと伝えたいと思います。

さつきも言いましたように、フィンランドでもあります。私が國のためにプラスになるというふうに思っているのは、ツルネンマルティ君のコメントもこれに対して今回求めます。

さつきも言いましたように、フィンランドでもあります。私が國のためにプラスになるというふうに思っているのは、ツルネンマルティ君のコメントもこれに対して今回求めます。

参考までに一つのフィンランドの情報だけをちょっと伝えたいと思います。

さつきも言いましたように、フィンランドでもあります。私が國のためにプラスになるというふうに思っているのは、ツルネンマルティ君のコメントもこれに対して今回求めます。

さつきも言いましたように、フィンランドでもあります。私が國のためにプラスになるというふうに思っているのは、ツルネンマルティ君のコメントもこれに対して今回求めます。

参考までに一つのフィンランドの情報だけをちょっと伝えたいと思います。

さつきも言いましたように、フィンランドでもあります。私が國のためにプラスになるというふうに思っているのは、ツルネンマルティ君のコメントもこれに対して今回求めます。

さつきも言いましたように、フィンランドでもあります。私が國のためにプラスになるというふうに思っているのは、ツルネンマルティ君のコメントもこれに対して今回求めます。

参考までに一つのフィンランドの情報だけをちょっと伝えたいと思います。

さつきも言いましたように、フィンランドでもあります。私が國のためにプラスになるというふうに思っているのは、ツルネンマルティ君のコメントもこれに対して今回求めます。

さつきも言いましたように、フィンランドでもあります。私が國のためにプラスになるというふうに思っているのは、ツルネンマルティ君のコメントもこれに対して今回求めます。

参考までに一つのフィンランドの情報だけをちょっと伝えたいと思います。

五月の十九日の本会議、それから五月の三十一日の本委員会に続きまして質問をさせていただきます。

まず初めに、五月三十日、本農水委員会で、私の外産米の流入に関する質問に対する答弁についてお伺いをいたします。

我が國の農業が農業者の減少・高齢化あるいは耕作放棄地の拡大という事態に直面している、我が國の土地利用型の農業構造改革を進めるため、やる気と能力のある担い手に対象を絞つて、こうした人たちに頑張つてもらうこととしなければならない瀬戸際にあるとの認識、こういったようないい御答弁がありました。

私が質問したいのは、このやる気と能力のある手といふ手のどちらの手なのか、やる気及び能力の基準とはいかがなもののか、どなたが判定するのか。まず、この点について大臣にお伺いしたいと思います。

○副大臣(三浦一水君) やる気と能力のある担い手とは、農業その他産業並みの所得を上げ得る効率的かつ安定的な農業経営及びその実現を目指す経営を意味しております。

このような考え方の下、昨年三月に閣議決定いたしました新たな食料・農業・農村基本計画において、今後一層、牛乳・乳製品の有用性につきまして、施策の対象となる担い手として、まず

効率的かつ安定的な農業経営を目指し、自ら計画

的に経営改善を図る者として認定された認定農業者を基本といたしております。次に、土地利用型農業における地域の実態を踏まえ、集落営農のうち一元的に經理を行い法人化をする計画を有するなど、經營主体としての実体を有し、将来、効率的かつ安定的な農業經營に発展していくことが見込まれる者を位置付けたところでございます。

また、品目横断的經營安定対策の対象者につきましては、対策の対象となります担い手が効率的かつ安定的な農業經營に発展していく努力を加速化させるという観点から、認定農業者につきましては、都道府県では四ヘクタール以上、北海道では十ヘクタール以上、一定の要件を満たす集落經營組織につきましては二十ヘクタール以上としたところでございます。

○主演了君 一言だけ付け加えさせてもらいたいんですが、私は、百九十五万戸、今の販売農家百九十五万戸ありますけれども、この百九十五万戸すべてにやる気も能力もあると、このように思つておりますが、いかがでしょうか。

○副大臣(三浦一水君) やる気につきまして、な

いという否定を百九十五万戸にすることはできな

いというふうに思います。さらに、今後、担い手としてあるべき姿を求める形で今のような整理を

させていただいたところでございます。

○主演了君 それでは、次に進ませていただきま

す。

五月の十一日、衆議院の農水委員会で岐阜市農

協の吉野誠治組合長さん、参考人としていらっ

しゃいました、公述人でしたかね、としていらっしゃいましたけれども、この中で、經營所得安定

対策大綱の「基本認識」の中の、今政策改革は、「農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の

増大など我が國農業・農村が危機的状況にある」という、その部分の記述に関しまして、実は、農

家が好んでそうなったのではないだろう、一生懸

飯が食えない、結果として危機的な状況にあると。それから、三つ目としまして、全責任が農家

にあるように書いてあると感じて少し残念に思つてはいるが、このようないい発言をその委員会の中でお話をしております。

この農業現場の生の声をどのように感じられるか、大臣にお伺いします。

○國務大臣(中川昭一君) 吉野さんがそういうふ

うに言われたということでござりますけれども、

今、やる気と能力というのは、御本人たちはもち

ろん、皆さんお持ちだと思います。

ただ、問題は、食料・農業・農村基本法にもあ

るわけでありますけれども、やっぱり業としてき

ちつとやつていけるかという結果の問題になるわ

けでありますから、これは農業だけじゃなくて、

ほかの仕事でも自分はこういう仕事をやりたい、

でも業として成り立たない、お客様がいない、

経営がうまくいかないと、そういうことある意味では

同じでございまして。

もちろん、農業、大事です。百九十五万あるいは二百萬、三百万の農業に携わってる皆さん方、

それぞれ立派にやつていいらっしゃると思いますけ

れども、業としてやっていく、つまり消費者に

していいものを供給していく、あるいは外国とも

ある意味では競争をしていく、そういう形の中で

やつていいけるようにしていこうというのがこの法

律でござりますんで。

確かに、農林水産省、過去から、專業とか担い

手とか認定農家とか、いろんな言葉でショーッ

アッとしてまいりましたけれども、今回は私はやる気

と能力という言葉を使つておりますが、要は、結

果として、業としてプロ農家がやつていいける

経営感覚もある、経理感覚もある、マーケティング

もできる、そしていいものを作つてお客様に売

うとする、そういう経営体を是非押しをさせていただきたい、またそういうところを目指すようなところ

を御支援をさせていただきたいということでござ

りますので、まあ百九十五万全部がやる気と能力

せんけれども、百九十五万全部を支援するという

ことも、これは果たして税金を使って支援する上

でいかがなものかということで、頑張つていただきたいとおもいます。この法案を御審議をいただいているわけでございます。

○主演了君 ありがとうございます。

それでは、次は二十七年の農業構造の展望について若干お伺いしたいと思います。

まず、これが、五月の十九日の日本農業新聞で

認定農業者がやつと二十万を超したと、こういう

ふうな報道がなされております。この現状からし

て、そもそも二十七年展望にあります効率的かつ

安定的な農業經營、これが三十六万から四十二

万、大体四十万と、こう私言つているんですけど

この四十万經營体を確保できるのかどうか。現時

点で実は二十万なわけですよね。でも、この二十

万だって、よく中身を見ていくと、担い手に該

するかしないか、これもはつきりしないわけです

よ。認定農家というのは、計画書を出してそれを

認定されればいいんです、規模要件に該当する

かどうかも分からぬ。こういったような中で、

二十七年のこの効率的かつ安定的な農業經營、大

体四十万經營体、これが確保できるのかどうか、

この見通しについてまずお伺いをしたいと思いま

す。

○副大臣(三浦一水君) 昨年三月に公表いたしま

した「農業構造の展望」におきましては、行政と

団体の取組や支援施策の集中化、重点化を行なうこ

とを前提とした望ましい農業構造の姿として、平

成二十七年に効率的かつ安定的な農業經營が、家

族農業經營で三十三万から三十七万程度、集落營

經營が二万から四万程度、法人經營が約一万程

度と見込んでいるところでございます。

このように、この展望の実現は支援施策の集中

化、重点化が前提となつていることもありまし

て、農林水産省としましては、品目横断的經營安

定対策を始めとしまして、予算、金融、税制な

ど、農業經營に関します各種施策の対象をできる

限り担い手に集中をしながら重点的に実施をし、

効率的かつ安定的な農業經營の育成を図ることに

より、この望ましい農業構造の実現は可能であると考えております。

私も、実は集落営農を進めるために各地域を歩いたことがあります。なかなかこの集落営農を理解してもらうのは難しい。でも、やはり私も同じ

趣旨でこの法案を御審議をいただいているわけで

ございます。

○主演了君 是非とも頑張つていただきたいと思

います。

私も、実は集落営農を進めるために各地域を歩

いたことがあります。なかなかこの集落営農を理

解してもらうのは難しい。でも、やはり私も同じ

趣旨でこの法案を御審議をいただいているわけで

ございます。

○主演了君 ありがとうございます。

それでは、次は二十七年の農業構造の展望につ

いて若干お伺いしたいと思います。

まず、これが、五月の十九日の日本農業新聞で

認定農業者がやつと二十万を超したと、こういう

ふうな報道がなされております。この現状からし

て、そもそも二十七年展望にあります効率的かつ

安定的な農業經營、これが三十六万から四十二

万、大体四十万と、こう私言つているんですけど

この四十万經營体を確保できるのかどうか。現時

点で実は二十万なわけですね。でも、この二十

万だって、よく中身を見ていくと、担い手に該

するかしないか、これもはつきりしないわけです

よ。認定農家というのは、計画書を出してそれを

認定されればいいんです、規模要件に該当する

かどうかも分からぬ。こういったような中で、

二十七年のこの効率的かつ安定的な農業經營、大

体四十万經營体、これが確保できるのかどうか、

この見通しについてまずお伺いをしたいと思いま

す。

○副大臣(三浦一水君) 昨年三月に公表いたしま

した「農業構造の展望」におきましては、行政と

団体の取組や支援施策の集中化、重点化を行なうこ

とを前提とした望ましい農業構造の姿として、平

成二十七年に効率的かつ安定的な農業經營が、家

族農業經營で三十三万から三十七万程度、集落營

經營が二万から四万程度、法人經營が約一万程

度と見込んでいるところでございます。

このように、この展望の実現は支援施策の集中

化、重点化が前提となつていることもありまし

て、農林水産省としましては、品目横断的經營安

定対策を始めとしまして、予算、金融、税制な

ど、農業經營に関します各種施策の対象をできる

限り担い手に集中をしながら重点的に実施をし、

効率的かつ安定的な農業經營の育成を図ることに

なりますと、一回四十万戸決めますけれども、

も、じゃその次の世代も同じ四十万戸でいいだろ

うか、こういう私は非常に危惧の念を持つております

まし、この辺どう考えているのか、お伺いをい

たしたいと思います。

○副大臣(三浦一水君) 我が国の農業の持続的な

発展のためには、効率的かつ安定的な農業經營を

育成し、このような農業經營が農業生産の相当部

分を担う強靭な農業構造を確立していくことが重

要であると考ております。

先ほど来申しましたように、できる限り集中化、重点化を実施するところとしているところであります。こういった措置によりまして担い手が将来にわたって安定的、継続的に発展をすると同時に、次の世代の後継者や新たに農業に参入する者によりましても魅力ある経営を実践することとなりまして、結果として次世代の担い手の育成につながつていくものだと考ております。

○主演了君 ありがとうございます。
にわかにはちょっとなかなかうんとは言い難いんですが、それはそもそも担い手について伺つてまいりたいと思います。

四、十、二十ヘクタール、基準がありますね。この担い手要件、決めた経緯につきましては、実は私の前回の質問で局長さんから御説明をいたしましたところであります。本来目指すべき規模の二分の一定程度と、そういうふうな御説明があつたわけですが、このよだな説明で、本来目指すべき規模の二分の一定程度だ、こうつたような考え方で将来の運命を左右される農家の皆さん、この納得を得られるとお思ひでしようか。

これは大臣にお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(中川昭一君) 四ヘクタール、十ヘク

タール、二十ヘクタールといふのは、あくまで局長さんにちょっとお伺いしたいんですが、効率的かつ安定的な農業経営可能な規模の二分の一を外して本来の姿に戻すことがあり得るんでしようか。それはいつごろになるんでしょう。ちょっと私は、やっぱり農業で一生懸命頑張つてやつていけばその町のほかのお仕事の人と同じよう、あるいはそれ以上の所得が得られるというふうになつてもらいたいし、そのためこの法律で支援をさせていただきたいというふうに思つてゐるわけであります。そういう意味で言うと、今から他産業並みの人たちを更に頑張れというこど、あるいは他産業よりも十分の一の人たちに、さあ頑張れ、頑張れといつて他産業並みに努力してくんだいいと言つよりも、既に今ある程度、文字どおり、冒頭のやる気と能力じやございませんけ

れども、それが外に見えているという、結果を出しているという農業者に對して、さあ頑張つてくださいと、他産業並みでやつていただきたいといふところに対象を絞つていくということが大事ではないかと。

ちなみに、私のところの例を出すといつも申し訳ないんだと思ひますけれども、私の地元では所

得が二・五倍に増えて平均年収が四千万円、売上げがですね、増えて増えてどんどん増えてきたんです。頑張ってきたんですけど。これは何も私のところのような畠作、酪農専業地帯だけではなくて、都市近郊の野菜農家、果樹農家、花卉農家、お花の農家もあるでしょうし、いろんなところでそういう例があるんだろうと思います。

そういうふうになつて、もはやいいという意味で目標として掲げまして、それがその地域の二分の一定程度を一つの目安にしましようと、どんどんどんどんよくなつてもらいたいというふうに思つて、まあ一つの目安として二分の一というものを設定させていただいたわけでございます。

○主演了君 ありがとうございます。
また、御地元の件についてはまた後ほどお伺いしたいと思います。

局長さんにちょっとお伺いしたいんですが、効率的かつ安定的な農業経営可能な規模の二分の一を外して本来の姿に戻すことがあり得るんでしようか。それはいつごろになるんでしょう。ちょっとだけお伺いしたいと思います。

○政府参考人(井出道雄君) 正に平成二十七年度時点での目標として構造展望を示しているわけでございますから、その二十七年度に構造展望で示した姿になるように、今定めていたであります。この対策の担い手を、更に規模拡大なり所得向上に向けて、金融措置、税制措置も含め、予算措

○主演了君 結局、二分の一は元に戻すんですか、なくなるんですか、なくならないんですか。よく分からなかつたんですけど、その点だけお知らせをいただきたいと思います。

○政府参考人(井出道雄君) 昨年十月に決めました大綱におきましても、制度開始後につきましては、構造改革の進捗状況を定期的に点検をいたしまして、「その結果を踏まえ、望ましい農業構造の実現に向けた見直しを行うものとする。」といふように記してございます。その趣旨に即して、定期点検、そして望ましい農業構造の実現に向けた見直しを定期的にやつていただきたいと考えております。

○主演了君 私の考えからすると、本当に十分の一であつてもいいと思うんですね。これ逆方向に行つて、ますます絞り込んでくるのじゃないかなと、こういうふうに思ひます。そういう方向で本当に日本の農業が良くなつて、いくかどうか、これはもうじっくり、逆の方向の見直しがあつていいと思うんですね。その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それで、これまでの耕作、日本の様々な耕作を概観いたしますと、まず昭和当初のあの地主、そして小作制、さらにはこの反省から自作農制へと、これは国の方でも支援制度があります。そして、このたび、農家の都合というよりも農政の都合で一大転換して担い手制になると、こういうふうに見ておるところであります。

それで、この中でちょっと気になるのが今日指しておる構造改善。大規模経営の中で品種の多様性、非常に細やかな品種一杯あります。この品種の多様性や手塩に掛けてのおいしさの追求、この多様性がどのように確保されていくのか。大ざっぱな、大型機械でぎりぎりぎりつとやつてしまふんじゃなくて、そういうふうな品種の多様性であるとか手塩に掛けてのおいしさ、これはどのようになります。

○副大臣(三浦一水君) 品目横断的経営安定対策につきましては、将来的に他産業並みの所得を確保する効率的かつ安定的な農業経営に発展していくスタートラインに立つて、評価できる方々を対象とすることにいたしております。

この場合、本対策の対象農産物の生産に係りま

す農業形態が一般的に土地利用型農業でありますことから、經營面積を規模要件とすることを基本としているところでございます。しかしながら、

の稻作をどういうふうに見ているのかということだらうと思うんですけれども、一般に申し上げまして、稻作に対する依存度の高い大規模経営体はどう労働分散を必要としますし、冷害等のリスク分散の観点から、わせ、なかて、おくてといった多様な品種、これを組み合わせた當農を行つていて思いますし、正にお米に依存するわけでございります。

○政府参考人(西川孝一君) 大規模化をした場合

| |
|--|
| <p>野菜等を含めました複合経営等によりまして、經營面積が小さくとも相当水準の所得を確保していける者につきましても、同様に効率的かつ安定的な農業経営に發展していくスタートラインに立つてあると評価できるということから、本対策の対象とすることが適当であると考え、いわゆる所得特例を導入するところとしたところでございます。このように地域の実態を踏まえた適切な特例を設定することによりまして、意欲と能力のある手に十分な戸門を開くとともに、担い手の経営改善努力を促し、その結果、力強い農業構造が確立されることが食料自給率の向上にも資すると考えています。</p> |
| <p>○主演了君 ありがとうございました。 ただ、いろいろ反論がありますね。その程度の特例であるとすれば、正に強い者を支援しようということになっちゃうんじゃないかなと思うんですが、この程度の特例であるとすれば、主に米とか麦とか大豆を生産している四町歩以下の、四町歩未満の担い手になれないような人たち、正に米を作っている、正に大豆を作っている、正に麦を作っている、そういう人たちをより対象にするべきじゃないでしょうか。もし増産とか食料の自給を目指しているのであれば、そちらの方を対象とするべきではないでしょうか。正に、農業における公平性というものが私は保たれていらないというふうに思うんですが、いかがでしょうか。</p> |
| <p>○副大臣(三浦一水君) 品目横断的経営安定対策につきましては、将来的に他産業並みの所得を確保し得る効率的、安定的な農業経営ということで、先ほどスタートラインに立つていてと評価でござりますが、この場合、基本となります経営面積によります規模要件については、他産業並みの所得を確保できる面積のおおむね二分の一を基本としましたところは先ほど述べましたとおりであります。また、同様に、所得特例の場合にも、市町村の基本構想の目標所得額の半分を超えることをその要件といたしております。</p> |
| <p>○主演了君 ありがとうございます。 ただ、いろいろ反論がありますね。その程度の特例であるとすれば、正に強い者を支援しようといふことになっちゃうんじゃないかなと思うんですが、この程度の特例であるとすれば、主に米とか麦とか大豆を生産している四町歩以下の、四町歩未満の担い手になれないような人たち、正に米を作っている、正に大豆を作っている、正に麦を作っている、そういう人たちをより対象にするべきじゃないでしょうか。もし増産とか食料の自給を目指しているのであれば、そちらの方を対象とするべきではないでしょうか。正に、農業における公平性というものが私は保たれていらないというふうに思うんですが、いかがでしょうか。</p> <p>○政府参考人(西川孝一君) 粗飼料と濃厚飼料の輸入状況、まあ金額でもいいですし、それから重量でも構いません、粗飼料、濃厚飼料の輸入状況。それから、飼料の、要するに食べさせる飼料の輸入とそれから国産の割合、自給の割合ですね、この点についてお伺いをしたいと思います。</p> |
| <p>○政府参考人(西川孝一君) 畜産物の食料自給率と飼料自給率の関係ということでございますけれども、畜産物の品目別の自給率はどういうふうにして出しているかと申しますと、その畜産物の国内消費量に対して、牛肉なら牛肉ですね、その消費量に対して国内の家畜からの供給量が占める割合ということで出しております。また、飼料自給率につきましては、飼料の国内需要量に対して国内供給量が占める割合と、そういったものを算出しているということでございます。</p> <p>他方、カロリーベースの自給率というの、四〇、四五といった場合、なるわけでござりますけれども、これを算出するに当たりましては、国産の畜産物であっても輸入飼料によって育成された分については厳密には国内自給とは言えないことから飼料を国内で自給している部分しか算入しないと、そういうことにしているところでございまます。</p> <p>なお、量についてどうかというお話をあつたわけですが、ごぞいますけれども、粗飼料では五百六十四万トンが国内で消費されておりますけれども、そのうちの輸入量が百四十四万トンになつております。</p> <p>濃厚飼料は、一千九百五十万トンの、これもすべてT.D.Nベースです、今供給されておりますけれども、千九百五十万トンのうち輸入が千七百三十八万トンということで先ほどの自給率になると、その要件といたしております。</p> <p>○主演了君 ありがとうございます。 いろいろお話を聞いていたいのに環境問題を聞いたり、いざなづかれていたいのですが、この自給率、畜産物のところ、結構な構成比を占めております。</p> |

この構成比を占めているもののもし自給が一〇〇%になりますと、この緑の五〇%がそのまま日本の自給率アップの方向に働くわけですよ。

こういったような自給率の問題もありますし、

それから今お話をいただきました環境の問題もあ

ります、窒素、燃過多。環境の問題もあります。

こういうふうな問題点があるとすれば、この飼料作物を国内で進めるために経営所得安定対策の中で対象品目にしたいかがでしようか、こういうことを言いたいんですよ。そうすれば、この部分が進みますと、自給が進みますと、食料自給率も

上がるし環境問題もある程度は解消されると、こ

ういうことを今考えておりますが、いかがでしょ

うか。

○副大臣(三浦一水君) 本法案における対象農産物の要件として、国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要なものとしているわけであります。この国民に対する熱量の供給とは、その農産物自体が有します熱量を直接国民に対して供給することを前提といたしております。

この国に対する熱量の供給とは、家畜のえさとして摂取され、最終的に畜産物の形で国民に対

して供給される中間生産物でありまして、国民に

から今回の対象農産物としては考えていないところを

あります。

仮に、飼料作物そのものの諸外国との生産条件格差を考える場合、自給飼料の生産コストと輸入粗飼料の購入価格との比較となりますが、平均的

に、一定規模以上の担い手を対象に、これに上

乗せせて、その稲作収入の減少の影響を緩和する

担い手経営安定対策を講じているところをござい

ます。

また、十九年度以降につきましては、水田において米も含めた品目横断的経営安定対策が導入されることによって担い手の経営安定対策を図るものであります。販売価格にかかるわらず一定水準の収入や所得を補償するような仕組みとはしていません。

直接的であるかどうかというのは、極めて私は理由にはならないと思うんですよ。現に、これ農林水産省で出している白書の中どここのところを

はつきり出しているわけですので、こここの部分を自給すれば間違いなく自給率は上がるわけですか、直接的であるかどうかというのには余り理由にならないような気がいたします。

では、先を急ぎます。米価についてお伺いをい

たしたいと思います。

米価につきまして、米価が低下した場合あるいはコストを下回ったとき、現在どのような手だて、支援措置あるいは施策が講じられております。だから、新しい政策の中ではいかがでしょうか。

では、先を急ぎます。米価についてお伺いをい

たしたいと思います。

米価につきまして、米価が低下した場合あるいはコストを下回ったとき、現在どのような手だて、支援措置あるいは施策が講じられております。だから、新しい政策の中ではいかがでしょうか。

では、先を急ぎます。米価についてお伺いをい

たしたいと思います。

実は、この問題は、参考人の皆さん、特に北海道から来られた参考人の方から、非常に米価が下がつて経営が大変であると。おやめになつた方もいる、大規模なところでもおやめになつていて、関心が寄せられています。これが下がつたんじやもう元も子も何も、手も足も出せないと、こ

ういったようなお話をされました。そのほかの参考

の方からも、やっぱりこの米価について非常に

手だてが講じられるのか、お伺いをいたしま

す。

○政府参考人(岡島正明君) お答えいたします。

米の価格下落対策につきましては、米政策改革

の一環といたしまして、十六年産米から、すべて

の生産調整実施者を対象としてその米価下落の影

響を緩和する稻作所得基盤確保対策を講じると

もに、一定規模以上の担い手を対象に、これに上

乗せて、その稲作収入の減少の影響を緩和する

担い手経営安定対策を講じているところをござい

ます。

また、十九年度以降につきましては、水田にお

いて米も含めた品目横断的経営安定対策が導入さ

れることなどを踏まえ、稻作所得基盤確保対策、

担い手経営安定対策に関しまして、担い手につき

ましては品目横断的経営安定対策へ移行する、担

い手以外の方につきましては、米の需要に応じた

生産を誘導するため、当面の措置といたしまし

す。

直接的であるかどうかというのは、極めて私は

理由にはならないと思うんですよ。現に、これ農

林水産省で出している白書の中どここのところを

て、産地づくり対策のメニューの一つとして米価下落の影響を緩和するための対策を行えるよう措置するといった見直しを行うこととしているところでございます。

○主演了君 ありがとうございました。

その産地づくりの内容についても、本当はどれだけ担い手以外の人たちに支援するのか、お伺いしたいところなんですが、ちょっと時間の都合

で、支援措置あるいは施策が講じられております

でしょうか。だから、新しい政策の中ではいか

がでしようか。

では、先を急ぎます。米価についてお伺いをい

たしたいと思います。

米の価格については、国民の主食であると、こ

ういうことから、生産調整とセットで、少なくともコストを下回る価格についてコストと販売価格の差額を補償するべきであると考えます。先ほど申し上げましたように、生産者である参考人の方から多くの要望があつたわけですから、大

臣になりますか、副大臣になりますか、御所見、

政務官ですか、ひとつ御所見をお願いいたしま

す。

○大臣政務官(小音平敏文君) 米につきましては、米政策改革の下で、効率的かつ安定的な経営

が市場を通じて需給動向を鋭敏に感じ取って、

売れる米作りを行う米作りの本来あるべき姿の実

現を目指しておるところでございます。

そのような中で、米価がコストを割り込んだ場

合、不足払い的な支援を行うことについては、現

在、米政策改革の下で需給に応じた米作りを推進

していることとの関係から見ましても、これを阻害し、モラルハザードが発生する等から対応困難

であること、このように考えております。

なお、このために、品目横断的経営安定対策、

この中で、収入変動影響緩和対策につきまして

も、市場価格あるいは収量の大変動を緩和す

ることによって担い手の経営安定対策を図るもの

であります。販売価格にかかるわらず一定水準の

収入や所得を補償するような仕組みとはしていな

いところでござります。

○主演了君 ありがとうございました。

ただ、やっぱり幾ら補償したとしても、コスト

を割った米価に耐えられないで離農する例があります。そういうことでありますし、これからも出てくると思ふんですね。コストを割つていれば、いかに補償してもコストを割つたらばもうどうしようもないわけです。

そういうふうな例が実は先日の参考人の質疑の中で北海道にもあると、しかも大規模な農家にそろでございます。

そのうち北農家があると、こういうことであり

ます。ですが、こういったようなコストに耐えられずにもう離農すると、こういったような現実、これをいかにお考えでしようか。

ういうことから、生産調整とセットで、少なくともコストを下回る価格についてコストと販売価格の差額を補償するべきであると考えます。先ほど申し上げましたように、生産者である参考人の方からも多くの要望があつたわけですから、大臣になりますか、副大臣になりますか、御所見、政務官ですか、ひとつ御所見をお願いいたしました。

ういうことから、生産調整とセットで、少なくともコストを下回る価格についてコストと販売価格の差額を補償するべきであると考えます。先ほど申し上げましたように、生産者である参考人の方からも多くの要望があつたわけですから、大

臣になりますか、副大臣になりますか、御所見、政務官ですか、ひとつ御所見をお願いいたしました。

○政府参考人(岡島正明君) ただいま政務官からお答えしたこと、繰り返しになるかもしれませんけれども、やはり需要に応じた米作りを推進する

ということが極めて重要だというふうに考えておられます。

先回の当委員会におきましても、十七年産の北

海道産から三九七、これにつきましては、全国

の作況が一〇一、北海道の作況一〇九の中で、昨

年から非常に引き合いが強くて価格がかなり上

がつてきておるといったようなこともございま

す。そういうことも参考にしながら、やはり需

求に応じた米作りをする、その中で米価下落の影

響を緩和していく対策を講じていくことが

重要だというふうに考えております。

○主演了君 これもひとつ見直しの際に、これ

は、コストを下回つたんでは幾ら補償したつてこ

れやつぱり届かないと思うんですね。きっとち

り返しますと、まだまだ現段階では不十分だというふうに評価せざるを得ないというふうに思っております。

重要な点だというふうに考えております。

○主演了君 これもひとつ見直しの際に、これ

は、コストを下回つたんでは幾ら補償したつてこ

れやつぱり届かないと思うんですね。きっとち

り返しますと、まだまだ現段階では不十分だというふうに評価せざるを得ないというふうに思っております。

次、自給率の向上でございます。

皆様方のお手元に資料を差し上げております。

やつこにこにとり着きましたが、まず油

脂類の自給率ですけれども、現在は残念ながら下

から三三目、四%と、こういう状況になつております。でも、昭和四十年では三三三%，現在の方、

平成十六年度の方は構成比も非常に大きくなつて

おります。

この供給熱量の上位を占める油脂類の自給率の向上、これをどのように考へておられるのか、これについてお伺いしたいと思ひます。ただ、いずれこういうところを小まめに埋めていかないと自給率というものは上がらないと私は思ふんですが、いかがでしようか。

○政府参考人(岡島正明君) 今御指摘のとおり、油脂類につきましては食生活の変化によりまして大豆油や菜種油を中心として国内消費量は増加しておりますわけでござりますけれども、一方で大豆及び菜種の国内生産はそれに見合った増加が見られず、御指摘のとおり結果として油脂類の自給率は低水準にあります。

しかしながら、これら油脂生産に必要な大豆及び菜種を国産で賄うためには広大な農地が必要であり、その自給率の向上にはおのずと限界があると考えております。試算でござりますけれども、現在、榨油用に輸入されている大豆及び菜種を国内で生産する場合、約三百三十万ヘクタールの農地が必要であるというふうに試算しておるところでございます。

○主演了君 ありがとうございました。

豆、菜種などの生産の確保に努める一方で、これだけでは限界があることから、油脂及び油脂原料の安定的な輸入により国民への油脂の安定供給に努めているところでございます。

○主演了君 ありがとうございました。

○政府参考人(西川孝一君) 小麦の場合が一四%というところでござりますし、大・裸麦については九%を一五%にというにしておりますが、この麦類の自給率、一四%程度で了としているんでしようか。この点について端的にお答えをいただきたいと思います。

○政府参考人(西川孝一君) 小麦の場合が一四%というところでござりますし、大・裸麦については九%を一五%にというにしておりますが、これも、小麦につきましては、我が國の小麦そのものが実需者が求める品質の向上や安定供給に十分

対応し切れていないという現状がござりますので、そこをやはりしっかりと品質なり生産性の向上、安定供給を図るという中で、この八十六六万ト

ンを確保したいというところで一四%にしているということをございます。

なお、小麦の場合は用途がございまして、日本産の小麦は主として日本めん用というところに仕向かれておると。最近、パン用とか中華めん用の品種も開発されてきたということで、こういったものの拡大する中で八十六六万トンを確保するという考え方で一四%としているところでございます。

○主演了君 ありがとうございます。小麦の場合は用途がございまして、日本産の小麦は主として日本めん用というところに仕向かれておると。最近、パン用とか中華めん用の品種も開発されてきたということで、こういったものの拡大する中で八十六六万トンを確保するという考え方で一四%としているところでございます。

て、過去の実績から見てもうちょっと上がつてい

いのかなというふうに思つてあります。

○主演了君 ありがとうございます。小麦の場合は用途がございまして、日本産の小麦は主として日本めん用というところに仕向かれておると。最近、パン用とか中華めん用の品種も開発されてきたところで、こういったものの拡大する中で八十六六万トンを確保するという考え方で一四%としているところでございます。

○主演了君 ありがとうございます。小麦の場合は用途がございまして、日本産の小麦は主として日本めん用というところに仕向かれておると。最近、パン用とか中華めん用の品種も開発されてきたところで、こういったものの拡大する中で八十六六万トンを確保するという考え方で一四%としているところでございます。

の数量を出しているというところでござります。いずれにいたしましても、外國からはすぐ来るわけです。要するに、カナダは売り込みに来ると

ますか、対象品目から絞り込まれ、対象品目になったとしても、さらにその過去実績といいますか、十六年から十八年までのこの間で作つていな

ければ後は全部駄目ですよ、後に作つて増産のた

に持つてくるよ。そういうところと戦つていく

というわけでござりますので、ただ、幸いなこと

に日本の国産の品質はいいというか味はいいと言

われておりますので、それを生かす中でしっかり

と安定供給の中で国産の需要を確保したいとい

ことが基本でございます。

○主演了君 ありがとうございます。先ほど、畜産物については私のお話をしましたし、皆さんのお話を聞きました。実は、畜産物に

しろ油脂類にしろ、それから小麦、大豆、こう

いったようなものについては本当はすべて経営安

定対策の中の対象品目になるべきだと、こういう

ふうに思つておるわけなんですが、実はこの件に

しろ油脂類にしろ、それから小麦、大豆、こう

の対象にならない。ここでも絞り込まれている。担当手として絞り込まれ、なおかつ、何とい

ますか、対象品目から絞り込まれ、対象品目になったとしても、さらにその過去実績といいますか、十六年から十八年までのこの間で作つていな

れば、例えば麦、大豆であつても、以後に作つたらば、それを対象にしてどんどんどんどん推奨していくと、これにすぎないのではないかと、こ

ういうふうに思うんですよ。はつきり言つて、増産であれば、食料自給率を上げようとするのであれば、例えば麦、大豆であつても、以後に作つた

れば、それを対象にしてどんどんどんどん推奨し

していくと、これにすぎないのではないかと、こ

ういうふうに思うんですよ。はつきり言つて、増

産であれば、食料自給率を上げようとするのであれば、例えば麦、大豆であつても、以後に作つた

る。

このように、本対策の枠組みはその政策目的や

国際規律を考慮したものでありまして、支出総額を絞り込むためのものではないかといふ御指摘は当たらないものと考えております。

○主演了君 一つだけ反論させていただきます。

WT.Oの緑の政策をねらうのか、それとも、今、日本の農業は極めて窮状、大変な状況になつて

ております。これを救うのか、どちらが大事かと
いうことだと私は思うんですよ。それで、WTO
の反対を止めるには何をすればいいのか、

ん発展していく方向にはないのではないかと、このように考えているところであります。

濱委員の御指摘に対しましても謙虚に受け止め
て、来年の実施に向けて更に御判断の前提として

ちやいけない。それから、何といいますか、多目的機能というんですか、こういつたようなものも

の方を優先すると確かに過半数になるかもしないわけですが、やはり今の、じや日本の農政の現状、農家の現状、農村の現状、これをどうするか。これについてお答えをいただきたいと思います。

WT.O農業交渉もまた交渉中であるという、とて
で、この中では、今まで私、話題にしてこなかつ
た米の部分が大きく左右される可能性があるわけ
であります。そうしますと、実はWT.Oの農業交
渉の結果を待つてから措置したらいかがでしよう

○主瀧了君 ありがとうございました。
私は、効果的な、効率的な農業を否定するもの
ではないと、これは本会議の際も述べさせていた
ばかりでないたるようすに努力をしていかなければ
ばならないというふうに思つております。

守っていかなければいけないと、いすれば被選の内、い、幅の広い多様な扱い手、生産だけに着目した扱い手ではなくて多様な扱い手ですね、いろいろな文化を担う、環境も担う、そういうふたよな多様な扱い手を確保していくべきだと、このように思

○國務大臣(中川昭君) WTOのために日本の農業を犠牲にするつもりは毛頭ございません。主導委員が御指摘のように、多分、個別的な意見の違いはあっても、方向性は私は主導委員と

か。これが一つ思うところであります。
それからもう一つ、今回の措置について農家の皆さんが十分理解をし、そして納得をしているのかという問題。私は、これいまだに地元に帰りま

だいたいところでありますけれども、農業といふのは命を扱う産業なんですよね。やっぱり自然是決して優しくない、その中で命を扱う産業であるということ、一つ一つの作物、あ

思つております。
これらを訴えまして、私の質問を終わります。
○郡司彰君 民主党・新緑風会の郡司彰でございま
す。

我々と間違つていいんだどうというふうに思つております。したがつて、そういう前提で、しかしWTO整合性というものも配慮をしていくということで、ベースは緑でもあえて黄色も導入しているわけでございます。

すと、どうなんだとか、これは困るというふうなお話を随分聞きます。こういったようなことで、今すぐ結論を出す必要はないのではないかというふうに、こう思いますが、御意見を伺いたいと思います。

るいは動物もあるかもしれません、それらは一つの命のリズムを持つてゐるんですよ。それを大事にして育てていかなくちやいけないというふうに思つてます。これを早くおいしくしようといふことで一生懸命やり過ぎると、BSEになつたり

今日は、議事日程を見ますと採決までというう
とでござりますので最後の質問になるわけでござ
いますけれども、前の主賓委員が品目ごとにつけ
ても細かく質問をいたしましたので、私は別な題
点から質問をさせていただきたいと思っておりま

それから、予算についても、そういう、今度は今までのよう四品目の価格を消費者に転嫁するんじやなくて、国民の税金からいただいてということでござりますから、国民の理解をいただいて

○国務大臣(中川昭一君) まず、WTOとの関係におきましては、今交渉をやっている最中で、十九日にもモダリティー案が出るというふうにも報道されていところです。日本として

様々な問題が起きてくる。やっぱりリズムを大事にしていかなければいけないと、こういうふうに思つております。

まず最初に、大臣にお伺いをしたいと思いますが、自作農主義の原則ということについて少しお話をし、大臣のお考えをお聞かせいただければ幸いです。

件の中で目的に対しやつていくわけです。そういう要件の中でいくといふことでござります。さういふ要件の中でも、我々は政策を遂行するためには必要であればどんどん予算を投入していただきたいといふふうに思っております。

○主演了君 ありがとうございました。

は、きちっと守るところは守っていかたいといふうに思つておりますので、どういう結論になるか分からぬものを前提にしてこの法律を御審議いただいているわけではございません。あくまで現状と将来に対するこういうふうにしていこうということでござりますので、そこはもう全く切り離して考えてございます。

それから、説明については、私も日曜日に札幌でタウンミーティングをやつてまいりましたけれども現状と将来に対するこういうふうにしていこうということです。

いざれにしても、今やるべきことは国民に国産の農産物を供給して、やる気も能力もある販売農家全体を農政の対象にして、そして直接支払制度というの私はいいと思う、これを実施していくべきであると、このように思つております。このことによつて、農業、農村全体を活性化していく必要があるというふうに、こう思つております。やつぱりここでもう一つ考えなくちやいけないのは、日本の特徴だと思うんですよ。狭小で、な

思つております。
一九六一年の旧の基本法、制定をされましたときから選択的拡大、規模拡大、あるいは構造改革ということは常に言われてきたところであります。なぜそれが余り進まなかつたのかといえば、その当時のやはり日本人の人たちが望んでいたものはお米、主食の生産でありますから、それがどのような形で生産増につながり、皆様方の食卓にきちんと上つていくか。これを行うに際して、しば

参考人の東京農工大学の梶井功名誉教授、この法案は策対象を一定規模以上に限ることで構造改革を加速させるといふが、逆に減速させるのではないかと、こう述べておられました。

ども、北海道の場合は比較的分かっていらっしゃる方が多いなどは思つたんだけれども、ほかのところへ行きますと、というか多くの、全国ではよく分かっていらっしゃらない方がいらっしゃると。中身そのものがよく分からないので判断ができないという方も大勢まだいらっしゃるというところでございますので、我々は、この法律は対象農家のためにはプラスになります、あるいはそういう対象農家になつていただきたいという目的でやつておりますので、こういう御指摘に対しても、主

おかげで急峻な日本であります。ですから、アメリカとかEUとはやっぱりちょっと事情が違うわけあります。そういうふうな狭小かつ急峻な日本であります。その国土の特徴、これを考慮した、十分とらえた、日本に合ったスタイルの農業、これをやっていく必要があります。そういうふうに思っております。

らくの間農業を続けていく中で、これは兼業でもできるんだというような形になってきたわけになります。例えば、化学肥料が大量に安価で出回ることもありましたし、あるいはまた機械化が進んだ、圃場整備がきちんと行われるようになった、これまでと違った労力でもつてお米の生産ができるようになつた。しかし、それとは別に、私は、土地の集積、農地の集積が進まなかつたといふのは、これはひとえに国の土地政策の失敗があつたからで、そこには、そのように考へている思いがございません。

ざいます。

今日、農水省の方で毎年「農林水産業ひと口メモ」というのを作つております。私もいつもわざと置いていろいろなときに見てるんありますけれども、日本で農地を一アール当たり買うのに日本の金融は間接金融で、担保に土地をあればお金が借りられるんだと、こういうことが結局農地の集積につながらなかつたんじゃないかというふうに思つてます。

その都度、時代ごとに農政が変わって、いろいろな言い方をしてきたけれども、今のところこの

自作農主義というものはやはり農地改革以降貢かれてきていて、また時に、説明によりますすれば耕

作者主義というようなことにもなつたといふけれども、私は、そこそこは基本的には個と個の関係でもつて成り立つ関係でもつて来ているんだ

ろう。

私は、十三年三月以降、農地法の改正等によつて株式会社の形態でも参入ができるようになつた、もちろんいろんな法人も出てくるようになつた、つまりこれまでと違つて資本の参入というものがこの農業という分野にも相当程度入つてくる

ようになつてきたんではないかと、そのように思つてます。

このような一連の流れからすると、今後、これまで私たちの国で自作農主義、あるいは耕作者主

義と言つていいのかもしませんけれども、私は、そこそこ厳密な違いはもちろんであります。

これが、これまでと違つたような形の流れが出てきている。農水省は、あるいは中川大臣はこの流れに対してはどのようなお考えなのか。私は、一概にすべて悪い、それを言うつもりもございません。大臣の考えをお聞かせいただければと思ひます。

○國務大臣(中川昭一君) 基本的には、問題意識

は郡司委員と同じでございます。

日本は農業に限らず、土地というものに対しても非常にステイックといいましょうか、執着しているといいましょうか、私は、元銀行員でございますけれども、銀行でお金を貸すときには土地をベースにしてとか不動産をベースにしてということ

で、土地に対して日本人は非常に執着が強い。したがつて、農業もどんどん小さくすると

田分け者というような言葉まで生まれているわけ

他方、自作農というのは小作に対しての自作で

ありますから、これは、小作というのは地主さん

に搾取されてということから解放するという意味

があつたんだろうと思います。

いずれにしても、多分御指摘になられておられ

るのは、昭和二十年代の初めから連續としてあり

ます農地に関する法律、いわゆる農地法、あるい

は自作農維持法等々に関しておまえはどう思うん

だという御指摘ではないかと思います。私は、こ

れについても、この法案が御審議をいただき、御

可決をしていただいた後、この問題にもまた委員

の皆様方にもいろいろと御審議をいたしかねれ

ばならないのかなど、法律としてかどうかは別に

いたしまして、いろんなお知恵を拝借いたしなが

ら、この農地というものについても、この二十一

世紀の日本の農業にこたえられるよつた、ニーズ

は何なのだろうかということを党派を超えていろ

いろと御指導いただきたいというふうに思つてお

ります。

○郡司彰君 私の懸念を少しお話をさせていただ

きたいと思いますが、これまでいろいろな団体も

農業に対して提言をしていただいております。も

ちろん経済団体も同様でございまして、例えば經

團連の主張というのは三十数年来変わつてない

わけであります。基本的には、農地は厳しいゾー

ニングを行つて、これは厳しく管理をしろと、し

かしだれが農業をするのは、これは自作農主義を

撤廃をして株式会社が参入をして、そのような農

業の形態をこの国にきちんとやるべきだ、こうい

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

るいは自分で説明をするときにはこのところが分からないと、いうのが幾つか出てくるんだと思いまして、私の場合には、この集落営農、これは任意組合になるんありますよか、みなしだ人になるんありますよか、お答えをいただきたいと思います。

○政府参考人(井出道雄君) 集落営農組織につきましては、今委員御指摘のように、その組織の実態によりまして、税務当局によりますと、任意組合等として構成員に課税するという場合と人格のない社団等として集落営農組織自体に課税される場合があるというふうに言つております。この集落営農組織が課税対象となる人格のない社団に該当するかどうかというポイントは、単なる個人の集合体ではなくて、団体としての組織を有して統一された意思の下に活動を行つてあるかという運営実態に基づいて税務当局が個々に判断をされるということでございます。

○郡司彰君 よく分からぬ説明なんですよ。例えば、判断をするのは税務当局ですねということになりますね。じゃ、今説明をするときに、何が違うんですか、任意組合とみなし法人は。今おっしゃったように課税の額が違つてくるんですよ。つまり手取りが違つてくるんですよ。努力をしたけれども、どつちに認定をされるんだということによつて、今の説明がきちんとできるかできないか。多分できないんだと思うんです。細かく言うと、いろんな作業をみんなでやろうということになる、そのときに、私は今日この作業だったらば六時間出られるよ、私は二時間しか出られないよ、一元経理でもつてどういうふうになるんですか、みなされるんですか、出日当の計算はどういうふうになるんですかと、いうことになれば、これはもうおおよそみなし法人というふうにみなされるんじゃないですか。そのところをきちんと地域でもつて説明できな状態でこの法案、制度を発足させようというのは非常に私はおかしいと思っています。

○政府参考人(井出道雄君) 今委員御指摘のよう

な、組織体としてしっかりしたルールが決まつておりますと、その出役の観点あるいは単価とか、そういうものもしっかりと決まつてあるということがあります。それで、これはもう私自身も実はかねてから疑問に思つてたと言つて大変申し訳ない話でございまして、そういうものもしっかりと決まつてあるのかな?と思つてたと、わざわざ判断するといつて認定されれば、法人税法上は一般的なない社団に認定されると、法人税法上は一般的には法人税を払うということになりますけれども、これについても収益事業を営む場合に限り納稅義務があるというふうにされておりますから、この人格のない社団等から農協などの特定の集荷業者に農産物の売渡しだけを行う場合については税務当局において収益事業に該当しないということをはつきり言つていただいておりますので、この法人、みなし法人であるといたしましても、米等を農協等の特定の集荷業者に売り渡すだけの場合には課税されないという扱いが確立いたしております。

○郡司彰君 そのような解釈を間違ひなく税務当局がしているんだとすれば、説明に行つてある各都道府県の担当者、JAの説明の方々もみんなそのようにするはずですね。実際にはそうなつていませんね。税務当局の判断によるしかないといふことでもつて大変現場ではやり取りがあつたんですね。今回も同じような制度を発足をさせると、そこどころはきちんとしていただかないといふんじゃないですか。本当に今その答弁で間違ひないです。

○国務大臣(中川昭一君) これは郡司委員の御指摘を受けるまでもなく、私も随分議論したんであります。要は御指摘のように税務当局の判断です、省内で。要は御指摘のように税務当局の判断でござります。でも、判断がこれから、スタートをしてから判断だと、徴税時期になつてから判断だといふことじや集落営農組織のインセンティブがございません。それから、地域によって違うといふのも困りますんで、これは、まあ今日は、こういふことを言うと怒られるかもしれません、一応最終日だということなかどうかは別にいたしまして、税務当局と我々行政がきちっと約束をして、農家の皆さん方に分かりやすく説明をしないと、これはなつて意味があるのかないのかと、集

落になつても税金のメリットがないとか、逆に重くなつちゃうとかいうことになりかねませんので、これはもう私自身も実はかねてから疑問に思つてたと、わざわざ判断するといつて、農家の皆さん方に分かりやすく、こういうルールであると、きちっと、我々が判断するといつても多分徵税当局、そして徵税当局ができるかどうか分かりませんけれども、これはある意味、じゃ一つのポイントだらうというふうに思つております。

○郡司彰君 大臣の答弁でも、私も大体そういうところだろうというふうには理解するんですよ。ただ、この前、共補償の関係が何かも、結局申告をする時期になつて、結局それはどうなんだと思います。そこでもつて大変現場ではやり取りがあつたんですね。今回も同じような制度を発足をさせると、そこどころはきちんとしていただかないといふことでもつて、大臣の問題がはつきりしなければどうのこうのということではないんですね。税務当局の判断によるしかないといふことでもつて大変現場ではやり取りがあつたときに、そのところはきちんとしていただかないといふことは正直困るな。だから、この問題がはつきりしなければどうのこうのということではないんですね。税務当局の判断によるしかないといふことでもつて大変現場ではやり取りがあつたときに抱えていた中で今日の採決になつてしまつたという私どもの思いもお伝えをしておきたい、そのようなことにさせていただきたいと思います。

時間の関係で、また次の方に移らさせていただきますけれども、資料をお配りをしておつたかと思ひます。一枚目のところの下の方の表をごらんになつて下さい。一枚目のつづりでござりますけれども、一枚目のところの下の方の表をごらんになつて下さい。ただ、この前、共補償の関係が何かも、結局申告をする時期になつて、結局それはどうなんだと思います。そこでもつて大変現場ではやり取りがあつたときに、そのところはきちんとしていただかないといふことは正直困るな。だから、この問題がはつきりしなければどうのこうのということではないんですね。税務当局の判断によるしかないといふことでもつて大変現場ではやり取りがあつたときに抱えていた中で今日の採決になつてしまつたという私どもの思いもお伝えをしておきたい、そのようなことにさせていただきたいと思います。

時間の関係で、また次の方に移らさせていただきますけれども、資料をお配りをしておつたかと思ひます。私は、日本の中で特にそのようなものが顕著にあるとすれば、それは何が原因かということを、農水だけの問題ではなくて、全閣僚が頭を絞つていたので、そして、水を供給をしたり、あるいは空気をきれいにしたり、人の供給まで行つてきただけで、それで、これが、この法の施行の問題以前に、日本の国から農村が集落として消滅をしていつている。これは何が原因なんでしょう。ほかの国も同じようなんありますよ。

私は、日本の中で特にそのようなものが顕著にあるとすれば、それは何が原因かということを、農水だけの問題ではなくて、全閣僚が頭を絞つていたので、そして、水を供給をしたり、あるいは空気をきれいにしたり、人の供給まで行つてきた地域がつぶれないようにするということが農業

だけではなくて国の大事な話だと思っておりますけれども、このことについて大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○副大臣(三浦一水君) 近年の農村の現状を見ますと、高齢化、混住化の進行に伴いまして、集落機能そのものが低下をいたしております。平成十六年度に実施をしました農家の意向調査におきましては、農地、農業用水等の資源につきまして、将来にわたって維持し続けることが難しくなると答えた方々が約八割、また維持管理するため農業者以外の方々と連携協力したいとする方々が約九割となるなど、農業者だけでこれらの資源を保全管理することは難しくなりつつあると認識をいたしております。

こうした状況を踏まえまして、農地・水・環境保全向上対策におきましては、集落単位や水系単位などで地域の実情に応じまして共同活動の範囲を定めて、農業者のみならず地域住民なども含めました多様な主体が参加する活動組織を設立し、地域共同の取組として農地、農業用水等の資源を適切に保全向上するための活動を支援することをいたしております。これらを通じまして、集落機能の維持向上を図り、農村集落の振興にも貢献するものと考えております。

なお、少子化対策や国土保全施策は政府全体で取り組むべき課題と考えておりますが、農林水産省としては、農林水産業の発展を通じて集落

が存続をし、国土の保全などに寄与していくことが極めて重要であると考えております。このた

め、農林水産業の担い手の育成・確保、中山間地における直接支払などの条件不利地域の振興、生産基盤及び生活環境の整備、これらの施策を講じているところでございます。

○郡司彰君 作家のお亡くなりになつた司馬遼太郎さんが言うには、文化は農民、農村、そういうものがつくるんだというようなことを書いてい

るところがございました。私は、もう地域で、農村、農民のところでお祭りさえもできないような、伝統文化も失われているようなところが出て

きているのじやないか。

例えば、私はよく存じませんけれども、物の本などによりますと、ヨーロッパではコミュニ

ティーというか集落というか、決まって幾つかも要素があるんだと。教会があつたり学校があつたり郵便局があつたりがその地域を成り立たせる

元なんだ。ところが、私たちの国においては、学校も、郵便局のことはもうもちろん言うまでも

ないことでございますけれども、教会そのものはまあそういう形としていろいろなお寺その他が残っているかもしれませんけれども、こういうふ

うなものをトータルでとらえていかないと、農水省がこういうような法律を作つて、こういうよう

な制度をつくつて、さあやりましようと言うだけ

で本当に地域はそれに対応できるような力をまだ

持つてゐるんですか持つてないんですかということ

を、これ、省を超えてきちんとやつていただきました

いという要望だけしておきたいと思います。

それから次に、時間の関係で、認定農業者のこ

とについてお話をさせていただきたいと思ひます

が、これほど主張委員も行いましたので、重複

する部分については割愛をいたします。

もう十年ほど前に認定農業者という制度をつ

くつて、これからは生産の八割はこの認定農業者

に担つてもらうようなこの国の農業をつくるんだ

ということです。しかしながら、先ほどの数字は駆け込みも含めて二十万ぐら

いになつたということでありますけれども、大臣

の話をかりれば、なぜこういうふうなことをやる

んだといつたら、業として農業というものが成り

立つかどうかなんだ、つまり収入がきちんと確

保されるかどうかなんだという話がございまし

た。

しかし、この間、当初の数字、例えば地域に

よつて一千万というような収入目的は、大体七百

五十万とか何が四分の三ぐらいに減つてきてます

よね。そういう条件の緩和というのは、本来の日

的、大臣が言つたように、農業も業として他産業

と同じように成り立つような形にするんだ、認定

農業者をつくるんだ、八割の生産を任せんんだ、しかし一方で、どうもうまくいかないから条件だけは緩和をしてやってきて、今回はこの政策の対象にする、これまでの十年間の実績と反省をきち

んとお話ししたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) 反省というか、たまたま平成十一年に食料・農業・農村基本法を作つたときも担当大臣でございまして、自給率を四五%にしようという基本計画を作つたのも私でござい

ました。それが、自給率が向上しなかつたという

ことについて、いろいろ状況がござります。そう

いう意味では反省というか、目的どおりにならなかつたということです。

だから今回は、こういう法律を実施させていた

だいたならば、きっちりプロとしてやつていいける

ような、農業が業として成り立つようにしていく

たいというふうに考えて、それがもうかる農業、

そこで自給率の向上につながつていくというふう

からこの状況がもつと悪化をしていくということ

を考えますならば、是非ともこの施策の中でもう

かる農業を大いにやつていただきたいと、そのための施策を法律の中でいろいろと盛り込んでいる

ところです。

これから、認定農業者の資格を取るのに書類

の審査が二ヶ月掛かりますと。つまり、うまくい

けば、準備段階終われば三ヶ月でこの制度の対象

になりますとというような図なんあります。す

ばらしいです。

これで新しい対象者がどんどん出てくれれば有

り難いんありますけれども、現実はこれはあり

得ませんですね。三ヶ月でということはほとんど

あり得ないと思います。なぜかと言えば、その土

地を取得をするためのお金その他をいつどうやつ

て確保するんだというと、村上さんや何かは別に

して、通常ではこんなに簡単に三ヶ月ではできません。じゃ、どういうふうな流れで行くと、例え

ば東京のまるつきり農業に縁のない家庭の方の息

子さん、娘さんがこの新しい政策に感じ入つて農

業に飛び込もうというときにどういうふうになる

んだということになると、それが今回なかつたん

ですよ。

それから、大臣にだけちょっと数がなくてお渡

しをさせていただきましたが、今回のこの法律の

答弁で私はほとんどいいんだろうと思うんです。

そんなことやっているよりも、とりあえず今農業をやつしている人の中でもっとしっかりやつてもう人をつくるんだというのは、これは当たり前なんですよね。だから、これはこれでいいと思うんです。しかし、数は少ないけれども、新しい農業に飛び込んでくる方のうち三割は株式会社の方に行っちゃっているんです。しかし、また逆に、三割はまるつきり農業と関係ないところから飛び込んできている人もいるんですね。この人たちに對してきちんととした門戸を開いておくような形の考え方を農水省で取つてないというのは私はおかしいと思う。

セントタイプをこの法律によつて後押しをさせていただいているわけでございまして、そういう意味で、こういうう今ペーパーいただきました。これで、私の自分で作つているファイルの中にきちっと、郡司委員が著作権をお持ちだという前提でファイルさせていただきたいと思います。

外からも、新規就農のためにお金と技術と農地が必要ですというだけじゃなくて、もうかる農業、つまり今回の法律の対象となるような農業を目指す人に対しても是非とも後押しできるように、これからも説明あるいはまたいろんな対策を考えていく必要があるというふうに思つております。

その上の、平成九年に作られた見通し平成(十二)年、これは農地の面積が四百七十万ヘクタールに減るわけであります。しかし、供給可能な数量はどうなつていてかというと、試算一、試算二の数字でありますけれども、千八百九十九から二千三百二十キロカロリーに増えるんですね。それで新しい本計画、見通し年が平成の二十七年でござりますけれども、農地の面積は四百五十五万ヘクタールになります。しかし、供給可能な熱量はこれまで減ります。これから一千二百二十キロカロリー、ほとんどは八百八十から二千二十キロカロリー、ほんとんどらないんですね。すばらしいと思います。

農地は減る、この計画、法律からいうと、説明では遊休農地は増えない、耕作放棄地も増やさないんだというようなことでありますけれども、なぜかこの農地の見通しは若干減っております。しかし、それにもかかわらず、やればこれだけ供給できるんだというんですね。これは耕地利用率が高まるんでしよう、単収が高まるようないつも

て、トレンドというか、各段階において供給熱量上がったという要因につきましては、委員おっしゃられたとおり、一つは生産努力目標で見込まれている単収、それがやはり近年の技術水準の向上などを反映して、ほとんどの品目において、前回、五年前に立てたものよりも単収が向上しておるということが一つ。

それからもう一つはやはり人口の減少。これがその時点を見込んでいた目標年次の人口よりも、例えば平成二十二年に見込んでいた人口よりも平成二十七年の人口は百三十六万人減つておるということがござります。

それからもう一つは、先ほどおっしゃられました平成十年に出した数字ですね。平成七年のときのあの千七百六十キロカロリーというものでございます。それは前提といたしまして、基本的には水田の全面積で米を作付けるということで出しております。その後の平成二十二年、平成二十七年

じやないかと思うんですよ。

もちろんこの大目的が、先ほど主張委員の質問にもありましたけれども、国民の食料の供給に資するためにはすべての政策がつながっているわけで

わるかもしれない、昔だつたら日本じゅうがみんなこの問題でどうしよう、こうしようと騒いだかもしれないけれども、今回の法案については、だれも興味を持たないんですか。ただ単にGDPが下がって、そういう割合が低下をしたというだけで、はなくして、農水省もかなり内向き内向きに自ら知らずになつてきただんじやないかということで、このような指摘をさせていただきましたけれども、もし大臣からコメントでもございましたらば。

ござりますから、その点からいきますと、私たちの国は四〇%と熱量計算で言われておりますけれども、実際にじや今現在その四〇%というものをならして、口に入れるほかの国から入ってこないときにはどういうような数字が出てくるんだということ、これは国の方で何度か試算をしております。お配りをしておりますところには、農地の面積の見通しというものが出ておりますけれども、ここにそれぞれ実は伴う数字が作られており

○國務大臣(中川昭君) 気持ちは郡司委員と同じですね。今国会で上がった重要法案なんて新聞の中にこの法案が入っていないというのは、私にとっては大変残念な気持ちで一杯でございます。

御指摘のように、農業の中だけではなくて、どうぞ農業が業としてもうかりますよと、生きがいと同時にやる気と能力で努力をすれば他産業並みあるいは他産業以上にもうかりますよというイン

例えれば一番下の農産物の需要と生産の長期見通しを示すと、平成七年十二月というふうに書いておりますけれども、これ農地面積四百八十から四百九十万ヘクタール、この後、平成十年の六月に新しい基本計画その他の議論をしていくときに、農地面積が四百九十五万ヘクタールで今最大限熱量を供給するとすれば、千七百六十キロカロリー私たちの国は供給ができるんだという数字が出されました。

その上の、平成九年に作られた見通し平成(十二)年、これは農地の面積が四百七十万ヘクタールに減るわけであります。しかし、供給可能な数量はどうなつてているかといふと、試算一、試算二の数字でありますけれども、千八百九十九から二千三百キロカロリーに増えるんですね。それで新しい本計画、見通し年が平成の二十七年でござりますけれども、農地の面積は四百五十五万ヘクタールに減ります。しかし、供給可能な熱量は八百八十から二千二十キロカロリー、ほとんど変わらないんですね。すばらしいと思います。

農地は減る、この計画、法律からいうと、説明では遊休農地は増えない、耕作放棄地も増やさないなどというようなことでありますけれども、なぜかこの農地の見通しは若干減っております。しかし、それにもかかわらず、やればこれだけ供給できるんだというんですね。これは耕地利用率を高まるんでしよう、単収が高まるようないふな努力もするんでしよう、もちろんやる気と能がある方だけがやるからこういう数字が出てくらのかもしれません。一般的に言うと、うまく計算ももちろんある。しかし、いざというときに私は、今の現在のところで、普通に作つていふのを合わせると何キロカロリーになるんだという計算ももちろんある。しかし、いざというときは、一年以内にやり方を変え、農地を最大限使つてやればこれだけ供給可能だというのは、これだけでいいんだろうと思うんですけれども、なまだ、余りこういう数字を見せられると、すべくほかのものも何か信用できるんだろうかといふうに、私どもは大変にげずの勘ぐりをしてしまふ。う癒がありまして、いや、そうじやないんだとかきんとができるんだということの数字の裏付けを聞くということをございます。まずトレンドとして、

○政府参考人(岡島正明君) 今委員が出されました農地面積の見通し、まずこれが減つておると、その中で、先ほどおつしやられましたそれぞれ計算値でござりますけれども、供給熱量が上がつくるということをございます。まずトレンドとして、

で、トレンドというか、各段階において供給熱量上がったという要因につきましては、委員おつしやられたとおり、一つは生産努力目標で見込まれている単収、それがやはり近年の技術水準の向上などを反映して、ほとんどの品目において、前回、五年前に立てたものよりも単収が向上しておるということが一つ。

それからもう一つはやはり人口の減少。これがその時点でも見込んでいた目標年次の人口よりも、例えば平成二十二年に見込んでいた人口よりも平成二十七年の人口は百三十六万人減つておるということがあります。

それからもう一つは、先ほどおっしゃられました平成十年に出した数字ですね。平成七年のときのあの千七百六十キロカロリーというものでござります。それは前提といたしまして、基本的には水田の全面積で米を作付けるということで出しております。その後の平成二十二年、平成二十七年見通しではそういう「ケースをケース」として出しておりますけれども、もう一つ、「ケース」というケースを出しておりまして、これは水田のうち湿田以外の二分の一に米よりも供給熱量が高い芋を作付けると。ですから、米は生産を減らしてでも芋をとにかく思いつ切り作るということにしまして、残りの米で作付けると、そのことによりましてかなり供給熱量に差が出てきておるということでござります。

○郡司彰君 今御説明をいただいたところは、私も大体理解をしております。今のような説明なんだろうと思ひます。それでも私は少し違うのかなという感じがしているんですよ。

それは、例えば人口が減つてくるとか、そういうふうな要素というのはこれは現実の問題ですかね。しかし私は、この熱量そのものが、例えば先ほどの牛乳の話もありましたけれども、どういう生活を何年できるんですか、その食べ物で、こういうふうなことも計算の中に入れておくべきだろうと思うんです。

例えば、大臣も御存じだと思いますけれども、

います。

戦時中に、普通、表で生活をしている人たちはなかなかお米が手に入らない。しかし、日本という

のはすばらしいなと思ったのは、その当時でも刑務所にお入りになつての方々には一日六合のお

米は必ず支給していたと、それは決まつているか

ら、もうほかの人食べられなくともそこには支

給していたんだと。ところが、そちらの方はお米を六合毎日与えられているから、これは健康な

か元気なのかといつたらば、そちらの方がやつぱり亡くなる人は相当多かつたらしいんですよ。唯

一亡くなる刑務所が、少なかつた刑務所というの

は網走刑務所だと。なぜだといつたらば、敷地が

広いから、その中で野菜や何かを作つて、お米だけじゃなくてそういうものも一緒に取つたから生き残ることができたんだと。ただお米の量だけ

やつぱりやつぱり安心した食の供給というふうなことなんですね。

だから、熱量も、人間が生存するのに必要な熱

量というのはどのぐらいかといつたらば、昭和の

戦争のころのカロリーもよく出されますね。この

ぐらいしか取つてなかつたんだ、このぐらいしか

取つてなかつたから、今この数字を見れば十分だ

ろうという数字でいつも出されるんですよ。そう

いうふうなもう時代じゃないんじゃないですか。

そういうふうなことを含めて、いざというときに

国民が安心できるようなものをきちんと出してお

くというふうなことが私はやつぱり安心した食の供給というふうなことにつながる。

そういう意味では、数字の、うまく作ったとかなんかということだけを言うつもりもちろんないんです。しかし、その数字がどういうカロリーの摂取をすれば、それだけではなくて、どういうバランスで取れば、つまり逆なことを言えども、生産を上げるだけでなく、今もう一度食生活を見直しましょうという運動との数字は連動していくなくちやいけない、そのように思つてゐるというふうなことを申し上げたいというふうに思

います。それから、もう時間がなくてまた次の方に入ら

していただきたいと思いますけれども、大臣、経産大臣をなさつております関係で、昨日の朝日新聞の記事等をごらんになりましたでしそうか。

このような記事が出ておりました。

これは五月の三十一日の毎日新聞でございます

けれども、中身は御存じのように、輸送用エコ燃

料の普及拡大についてというようなことでござい

ます。今日お配りをした二枚目のところに、その

具体的な供給込みと長期的供給可能量というこ

とで出ておりまして、環境省、経産省、農水省、

それこれから私お話を伺いました。この数字の見

方は、二〇一〇年度というのは、二〇一〇年度は

ありますけれども、長期的供給可能量というのは

二〇三〇年を指すというような説明でございまし

た。

これを見ると、今バイオマスエタノールの関係

で盛んに取りざたされている糖みつの関係、これ

もうほとんど増えないんですよ、幾ら頑張つたつ

て。残念でけれども、絶対量がやつぱりこれし

か取れないんですね。ところが、この間にミニマ

ムアクセス米というのがありますね。これでかな

り作る。稻わらで作る。これはでん粉ではなく

て、別なセルロースで作るということになります

ね。それから、生産調整面積（稻）というのがあ

りますね。それから、ソルガムというのはこれは

コウリヤンで、日本では今のところ現実には作つ

てないだけれども。

ただ、これを環境省が大々的に発表をして、関

係するところはもちろん、経産省もある。しか

し、これを耕作面積として考えれば、農水省も多

いなんですね。これは、農水省としては全然出てまいりません。これは、農水省としては

どういうふうな認識でお持ちなんでしょうか。

○政府参考人 染英昭君 まず、この表について書

いてありますように、これ、エコ燃料利用推進会議というところで取りまとめられているというふうにお伺いしております。この会議は、環境庁の局長の私的諮問機関で設置されておりまして、そこで検討してきたというふうに聞いております。

私ども、この表、実は大変恥ずかしいことでございますが、本日初めて見まして、一体この根拠は何んだというふうに環境庁に問い合わせたところでございますが、環境省がおつしやるには、いわゆる、現在のここに書いてあるようないろんな糖みつ以下の品目の利用状況、これはさておいて、また一方でこれが一体幾らのコストでバイオマスの原料として使えるのかというような、

その辺のコストも、それもわきに置いた上で、現状の単純に物理的な面から可能性をはじいた結果がこれであるというふうに聞いておりますので、私どもいたしましては、このようないろんな数字は現に可能になるのかどうなのか、その辺は極めて疑問に思つておられるところでござります。

私どもいたしましては、まず、現状でこのよ

うなものをするにすれば、この辺の現在の生産コストがどうなつておられるのか、あるいはそれはさら

に物理的にエタノールに変換が可能なのか、そ

ういうものも十分検討した上で最終的にこの辺の見込みを出すべきものだというふうに考えており

ますので、現在はそのような検討をやつておる最

中でござりますので、このようなものについては今後の検討課題というふうに考えておる次第でござります。

○都司彰君 先ほど言いましたように、環境省と

経産省と農水省と、それぞれ担当の方からお話を伺いました。農水省の方の説明は今のとおりでござります。かなり違います。

環境省は、まあ一応、審議会とか諮問機関とか

あります。かなり違います。

環境省の方はといいますと、これをやるなんなら

日本の場合には米でしようねと。もうサトウキビとかそういうものでは実際にこれだけ作るのは無理でしょうねと。技術的にはインフラの問題があ

りますねとか、例えばスタンドの手直しとか、車

も、E3だつたらいけれども、E10、E20にな

ると幾らか技術的にやらなくちゃいけないとか、

いろいろな問題はありますけれども、やるとすれば

米でしようねという。それから、自動車会社の問

題とか、いろんなところをクリアしている、ク

リアされていない、そういう話もされましたけれ

ども、農水省が一番冷たいといいますか、現実的

な話にはなつておりますでした。

例えば、これ、MA米は三五七〇〇というよう

な見込みの数字が出ておりますけれども、これ、

MA米に換算すると幾らかというと、十万トンな

んだそうです。それから、初めて見たというので

もしかしたら御存じないのかも知れませんが、こ

の生産調整面積というのほどのぐらいなんだとい

うな話にはなつませんでした。

例えれば、これ、MA米は三五七〇〇というよう

な見込みの数字が出ておりますけれども、これ、

MA米に換算すると幾らかというと、十万トンな

んだそうです。それから、初めて見たというので

もつて三十万キロリットル可能なんだ。しか

し、そのうちの四分の一から二分の一の数字をこ

こに示すとこの七万五千から十五万という数字に

なるんだ、これは最大十二万の四分の一から二分

の一という数字なんだ。じゃ、具体的には単収

はどのぐらいを見ているんだというと、単収は

三・七トンですよ。ほかの平均が五・三トンで

すけれども、その七掛けで計算をして、歩留り合

はどのぐらいを見ているんだというと、単収は

三・七トンですよ。ほかの平均が五・三トンで

すけれども、その七掛けで計算をして、歩留り合

はどのぐらいを見ているんだというと、単収は

三・七トンですよ。ほかの平均が五・三トンで

で、何もカロリーダけの計算、あるいは扱い手とかこの制度の適用かどうかは別にして、立派にやつていて農業者というのは幾らでも育つ地域はあるんですよ。しかし、条件が良くなくてやはり撤退をする、そういう地域も出てくるんですよ。そのところは農地として保全をしてお米を植えさせて、そしてバイオエタノールの方に活用をして、いざというとき、先ほどの不測の事態が起きたときには農地として使っている、水田として使っているのですから、熱量に換算できるものも植えられる。これは私はすばらしい政策だろうと思っているんですよ。

なぜ今回の政策の中にこういう形の、環境とエネルギーと食料という問題が一緒にクリアできるような方法を入れないのかと、いうことで何度もお話をさしていただきましたが、正直言つて残念でなりません。経産省は極めてリアルに、現実的な対応として、ここことこの問題がまだクリアされていません、しかし自動車の業界あるいは石油の業界、あるいは天然ガスのときにはこれを変えて、エタノールという状態でほっておくと、どうも水が出ると。それを出ないような状態の性質のものに変えることもできるんだから、ブタンやなんかも混ぜてとか、これは現実的な話でやつてくれております。

一番私が期待をしている農水省だけは先ほど御答弁をいたいような感覚なんありますけれども、私はやっぱりこれは真剣に考えるべきだろうと思っております。経産省もなさつております。農水大臣のお考えをお聞かせいただければとも、私はやっぱりこれは真剣に考えるべきだろ

うと思つております。この表は、今お答えいたしましたように、環境省であつて、農水省が知らなかつた。これはどちらが悪いということじやないんですけれども、私が悪いといふことじやないんですけれども、私

はこのバイオエネルギーというのは政府全体が一体となつてやつていかなければいけないわけでありますので、そういう意味で、バイオですから農業、生物系、あるいはエネルギーですから経産省、そしてこれはもうCO₂固定、非常にクリーンなエネルギーだということで環境省ということを言わせて、一体となつてやつていかなければならぬんでもうかわらず、この制度を受けるまで問題であったというふうに思いました。

そういう意味で、私自身、郡司委員とも経産委員会でも何回かやり取りをさせていただきましたが、バイオマスエネルギーというものは環境にいいが、バイオマスエネルギーというのを環境にいいし、石油あるいは化石燃料に特化している日本のエネルギー事情を開拓する上でも、あるいは農政上也非常にメリットがある。五月にブラジルに行つてまいりまして、ブラジルで大変なサトウキビエタノールを作つて、石油が上がつちやつたものですから、逆にガソリンよりもエタノールだというふうにシフトし過ぎて、逆に砂糖の値段が上がりつちやつたという状況すらあつたわけでございまして、アメリカでもオーストラリアでもヨーロッパでも、バイオエタノールというふうに熱心に取り組んでおります。ブッシュ大統領の年頭教書でも脱化石燃料だというふうに言つてゐるわけ

でござります。日本のように資源がない国がこの問題に取り組んでいかなければなりませんので、この問題はほとんどいかなければなりません。この問題にはきちんと責任を持つべきだろう、持たなければいけないだろうというふうな思いがございまして、今回の法案は、この後、採決になるわけでございまして、それが、いざれにしましてもその後に、半年ありますか一年でありますか、政省令もきちんと最終的なものが出てくる。そういうふうなものが出てきて動き出したときに、予定をされた農家の数あるいは農地の面積がどのような形でもつてこの制度に取り入れられているのか、あるいはそこから外れてしまうのか。その辺のことについても言えるわけではないわけではありますけれども、きちんとこの場で継続的に議論をしていく、そのようなことを最後に大臣の方からお話をいただければ、質問を閉じたいというふうに思います。

○國務大臣(中川昭一君) 反省があるから、この法案の御審議をしていただいているわけでござります。

先ほども申し上げましたように、新しい基本法を作つて基本計画で四五%を目指すというふうに思つて設定をしたわけですが、それでも、自給率というのを供給サイドだけではなくか決まりない、消費者の皆さん方のニーズというものもあるわけござりますから。そういう意味で、今回の法律で消費者に好まれるようなものを作れば、もうかる、そういう農業を目指そうということ

料も間違いなく細かい資料が相当程度農水省から出されたものとして付けられております。そういうことでは、知らないというふうなことを言われると、ちょっとそれは経産省も環境省もそれは違うでしようというようなことになるんだと思いまして、付け加えたいというふうに思つております。

もう時間がございませんので、これは先ほど主賓委員も同じような発言をいたしておりました。今回のものは、大臣の先ほどの御答弁でありますと、WTOのいかんにかかわらず、この制度変わることで、これを農水省が知らなかつた、あるいは環境省が独自に作った。私は、環境省もけしからぬし、農水省も知らなかつたことは結果的に御指摘を受けるまで問題であったというふうに思いました。

もう時間がございませんので、これは先ほど主賓委員も同じような発言をいたしておりました。今回のものは、大臣の先ほどの御答弁でありますと、WTOのいかんにかかわらず、この制度変わることで、これを農水省が知らなかつた、あるいは環境省が独自に作った。私は、環境省もけしからぬし、農水省も知らなかつたことは結果的に御指摘を受けるまで問題であったというふうに思いました。

もう時間がございませんので、これは先ほど主賓委員も同じような発言をいたしておりました。今回のものは、大臣の先ほどの御答弁でありますと、WTOのいかんにかかわらず、この制度変わることで、これを農水省が知らなかつた、あるいは環境省が独自に作った。私は、環境省もけしからぬし、農水省も知らなかつたことは結果的に御指摘を受けるまで問題であったというふうに思いました。

○紙智子君 日本共産党的紙智子でございます。今日は、この法案が審議をされる最初のときにお聞きした食料自給率の問題、この法案と食料自給率の問題についてお聞きをしたいと思います。

今日は、この法案が審議をされる最初のときにお聞きした食料自給率の問題、この法案と食料自

はこのバイオエネルギーというのは政府全体が一体となつてやつていかなければいけないわけでありますので、そういう意味ではいい情報になりますのとおりだというふうに思います。この扱い手に農地を集約していくことで最初に政策として打ち出したのが、一九九二年にスタートした新政策でした。この政策の下で認定農業者制度も生まれました。それだけではなくて、様々な農業制度がこの政策の下で政策変更をされました。

当時、食料自給率が四六%であったわけです。政府は、この新政策を実施すれば食料自給率は二〇〇〇年には五〇%にする。この目標は達成できることだというふうにしていたわけです。しかし、二〇〇〇年の食料自給率は結局四〇%まで下がりました。ですから、上げるどころか六%下がつたわけです。

まず、このことに対する反省があつたのでしょうか。

○國務大臣(中川昭一君) 反省があるから、この法案の御審議をしていただいているわけでござります。

先ほども申し上げましたように、新しい基本法を作つて基本計画で四五%を目指すというふうに思つて設定をしたわけですが、それでも、自給率というのを供給サイドだけではなくか決まりない、消費者の皆さん方のニーズというものもあるわけござりますから。そういう意味で、今回の法律で消費者に好まれるようなものを作れば、もうかる、そういう農業を目指そうということ

でござります。

○郡司彰君 事実の関係でありますから一言いいます。農産省が先頭を切つてやつていかなければいけない省ということではございませんけれども、農林水産省というふうに思つております。

○國務大臣(中川昭一君) 当然のことだらうといふふうに思つております。これから政省令を詰めますし、それから先ほど課税対象の話もございました。そういう意味で、是非、来年に向かつてこ

しているか私はよく分かりませんけれども、いざれにしても、我々は自給率向上しますと、国民の意識も自給率に対して不安があるというコンセンサスがあるわけございます。他方、消費者好みもあるわけでございますから、是非とも国産をより食べていただくようにする、またそのためには生産者も努力をしていくことが自給率向上の一番の私はポイントではないかというふうに考えております。

個々の状況についてはいろいろとそのときのアドホックな事情もあると思いますけれども、やっぱり生産者と消費者が協力して、つまりマッチングして自給率向上に努めていく、そのための政策を我々は推し進めていきたいというふうに考えております。

○紙智子君 小麦以外が全体が下がっているということについてどうかということは、ここはおつしやらなかつたわけですけれども、じゃこれからということで、この法案が成立した場合に、大臣は二〇一五年の食料自給率目標四五%、これ達成できる具体的な年次別のステップ、どんなふうにして具体的に実現していくのかということについてお示しいただけますか。

○政府参考人(岡島正明君) 前回の基本計画の反省点といたしまして、やはり自給率向上の取組をできるだけ関係者が一体としてなつてやる、その中で取組を迅速かつ着実に実施して、できるだけ早期に向上に転じるように施策の工程管理を適切に実施するということをございまして、そのためには地方公共団体、農業者、農業団体、食品産業事業者、消費者、消費者団体、もうとにかく関係者の方々皆様の役割を明確化した上で、関係者から成る食料自給率向上協議会を設置して、工程管理を実施しているところでございます。それに基づきまして十七年度の取組を実施し、十七年度の取組についてそれがどうであったかというのを検証して、一般、十八年度の行動計画も立てたところでございまして、こういった工程管理をきちっとしながら関係者が連携して食料自給率の向

上に取り組んでいくといふにしているところです。

○紙智子君 目標がいきなりできるわけじゃないと思うんですけど。やっぱり段階踏んで実際にこ

れだけの引上げのためにこういうことをするといふことで示していただきたいんですけど、その具体例というのはお示しにならないんですか。

○政府参考人(岡島正明君) 先ほど御説明しました食料自給率向上協議会においてかなり詳細な行動計画を立てて、それぞれの主体がどういうふうにこれから取り組んでいかということを工程的に示しているところでございます。

○紙智子君 結局、みんなで作つていろいろ話合

いをしようというだけであって、全く具体性も何もないというふうに思うわけですよ。担い手が形成されれば、先日も厚く形成されれば達成される

新基本法が成立して以降、唯一自給率が五ポ

ント上がった麦について見ますと、これ今回のこ

の制度で、この担い手にならない場合は生産費を大きく下回った価格しか得られないということです。

○政府参考人(岡島正明君) 前回の基本計画の反

省点といたしまして、やはり自給率向上の取組を

できるだけ関係者が一体としてなつてやる、その

中で取組を迅速かつ着実に実施して、できるだけ

上がると思うか下がると思うかという質問に対しても、四人が四人とも下がるというふうにおつしやつたんですよ。そういう実感があるからなんですよ。これでどうして食料自給率が上がるんですか。大臣。

○政府参考人(井出道雄君) 今回の経営安定対策の導入によりまして、この生産性の高い担い手が生産の相当部分を占めるようになると、生産コストが下がり品質の向上が図られる、あるいは消費者や食品産業の需要に的確に対応して農産物を安定的に供給できる体制が確立すると、そういう中で国内農産物の生産拡大等自給率の向上が図られると、こういうふうに考えているわけございます。

○紙智子君 私はやる気と能力というものは皆さん持っていると思いますよ。本当に必死になつて頑張つておられると思います。

○國務大臣(中川昭一君) なぜ小麦の自給率が上がつたか。私は、幾つかの要因があるのかもしれません、最大の要因は実需者に好まれるものを作つたからだというふうに思つております。

このように、この法律、今御審議いただいています法律におきましても、メリットがあると思つたら是非対象農家あるいは対象集団に入つていただきたい、メリットありますよと。黙つて何もせずにいたら、それは対象から外れるというのを言つまでもございませんけれども、是非入つてください。こういうことがメリットにあるわけございまして。こういうことがメリットにあるわけございますので、それを前提にして自給率は向上していくというふうに理解しております。

○紙智子君 入つてくださいと言ふんですけど、それができればだれもその苦労しないと思いますよ。實際には入れないような状況があるわけじゃないですか。だつて、先ほどのやり取りで聞いていても、結局その全体を、じゃ集落営農に入れるということではそれは認めるのかといえば、全然違つた小麦の生産が、そうなると結局大きく打撃を受けることになるんじゃないのかと。そうする

と、小麦の自給率はこれ確実に下がることになる、そしてこれはカロリー自給率の引下げにつながつていくというのには至りませんか。どうなんですか。

○國務大臣(中川昭一君) 個々の農家にいたしましたが、集落営農にしても、もちろん数さえそろへばいいとか、面積さえそろえればいいということにあります。逆に言うと、面積だけの要件ある方は対象になりますよと。やる気と能力のない人で、今までと同じようにして、いや外れたというのを、業としては私は、国民の税金を使わせていただいて対象にするということにはならないわけで、どうぞ入つてくださいといふことを我々としてはこれからも強く訴えていきたいというふうに考えております。

○紙智子君 私はやる気と能力というものは皆さん持つておられると思いますよ。本当に必死になつて頑張つておられると思います。

○國務大臣(中川昭一君) それで、私がお出でなさる前も質問したんですけど、例えば転作の大麦や麦などのプロツクリーテーションもこれ回していくのが困難になると、対象から外れた農家というのは米生産に走らざるを得なくなるんじやないかという懸念が参考人の方からも出されました。結局、生産価は下落を一層強めて、農業生産現場ということでいりますと、多くの混乱を招くことになるということですね。

それから、米価の下落ということでいいますと、規模拡大農家に一番打撃を与えて、ナラシ対策ということを言われるんだけれども、これがあっても下がつていくと。これこの前も、昨日、おとといですか、質問でやり取りしましたけれども、結局は価格が下がればそれに合わせてどんどん下がつていくという仕組みですから、そういう中で影響は防ぐことはできないと思うわけです。

一体どこにこの食料自給率の向上の具体的な根拠があるのかというふうに思うわけです。食料自給率の低下につながるむしろマイナスの要因の方

ないかと。これで本当に食料自給率が上がるということを言つておれば、その具体的な根拠を再度明らかにしていただきたいと思います。

○政府参考人(井出道雄君) 委員の御指摘の中で、プロックロー・テーション等が崩れていくんじゃないかという御指摘がありましたが、私も生産調整をより確実に実施していただくという観点から、今回も生産調整を担つております。

ただ、地域によつて、先ほど御議論の御意見がござりますように、どうもその特例部分についての政策浸透が十分でないという点もあるかと思ひますので、その点については、私どもは残された時間、真摯にそれを受け止めてその周知徹底に努めていきたいと思いますが、あくまで生産調整の現場の現状を乱さない、あるいは生産調整から、近い将来には米も含めて集落全体の集落営農へ発展していくべきだと思ひます。その観点から、それによって生産調整が緩んなり崩れたり米が過剰になつたりするということは、その観点からも、あくまでもそういう努力をしているといふござります。

○紙智子君 希望的な観測では物事が進まないと思ひますよ。実際にやつぱり具体的な根拠といふことは、いろいろお話をされるなんだけれども、あくまでもそういう努力をするということを言われるだけであつて、何らやっぱり示されていないといふふうに思ひます。

この法案が仮に実施をされ、その結果、食料自給率が下がつた場合、大臣はどのような責任をお取りになるつもりなんでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) 自給率の向上は基本計画に基づいておりますので、基本計画どおりにいかなかつたときは、更に自給率の向上に向けて努力をしていかなければならぬというふうに思つております。

○紙智子君 もうそれでは全然納得できませんね、はつきり申し上げまして。結局みんなが納得するような何ら説得力のある説明がされていないというふうに思ひますよ、この間。繰り返しそのことは指摘をしてきましたけれども、これではとてもやつぱり食料自給率達成ということにはならないというふうに言わざるを得ないわけです。

やはり、このような内容について、私は今回のこの審議で採決をして次に進むということはすべきでないと、もう一回やつぱりちゃんと検討し直すべきだというふうに言わざるを得ません。そのことをちょっと指摘して、あとちょっと時間もわずかになりましたので、あと二点お聞きしたいと思います。

農地・水・環境の向上対策についてです。

この対策については、地方自治体がこの間、危機感を持つております。農水省はこの対策の全体の予算規模について、おおむね四百億円というふうに伝えられているわけですが、國と地方の負担割合がおおむね一対一ということになります。それは二百億になるわけですね。地方としてみればこれ大変な負担なわけですが、金額なわけですが、それも、東京や大阪などの大都市の県ではなく、その負担割合がおおむね一対一ということになります。

○紙智子君 まさに坂に四百億とした場合に、地方負担と地方交付税に一本化されてきてるわけだけれども、農業委員会に対する例えれば補助金などの場合も一般財源化されると、具体的に言えば

たけれども、農業委員会に対する例えれば補助金なども、その結果として、農業委員会に渡るべきお金が渡つていらないような事態も起つていて、農業委員会の運営に支障を来してて、地方交付税に一本化されてきてるわけだけれども、その意味では、今回のこの法案については、私はやつぱりいたん取り下げるべきだということを強く申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○委員長(岩城光英君) 他に御発言もないようですから、三案に対する質疑は終局したものと認めます。

この際、中川大臣から発言を求められております。そこで、これを許します。中川大臣。

○国務大臣(中川昭一君) 委員の皆様方には、長時間にわたり熱心な御議論を賜り、誠にありがとうございました。

議論の過程でもありました、農政の大転換として導入されるこの新しい経営安定対策は、その実効性に未知の部分も少なくないことから、今後、その政策効果をしっかりと検証し、必要に応じて適切な見直しを検討してまいりたいと考えております。よろしく御承認のほど、お願い申し上げます。

○委員長(岩城光英君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、段本幸男君が委員を辞任され、その補欠として荻原健司君が選任されました。

○委員長(岩城光美君) これより三案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○松下新平君 どうもお疲れさまでございます。

私は、民主党・新緑風会を代表いたしまして、審議してまいりました農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案等三法案に對して、反対の立場から討論を行います。

小泉政権スタート時からうたわれてまいりました官から民へ、地方にできることは地方にとの勇ましい掛け声が、今ではむなしく聞こえます。五年経過して明らかになつたのは、眞の地方分権どころか、逆に都市と地方の大きな格差社会を生み出してしまうことあります。特に、人口減少社会の到来は農村を直撃しております。多面的な機能を有する農村の崩壊は、日本の崩壊を意味します。

五月、六月は総会時期で、多くの方々が地方から上京されました。そこで必ずお聞きするのは、地方の厳しい状況、特に農村の衰退でした。また、国会と御地元との往復をされている委員の皆さんも御認識のとおり、それぞれの農村が過疎化、高齢化。その影響によって、そのものが維持できずに崩壊するおそれさえある、待ったなしの現状であります。

そのような中、この法案は、農政の大転換と大きな期待が寄せられ、疲弊する農村の救世主となるべきものでしたが、この委員会審議の状況でも明らかになつたように、野党委員からだけではなく、与党委員からも厳しい指摘が繰り返しなされました。また、様々な分野の八名の参考人の貴重な御意見を伺いました。地方公聴会、視察地訪問いたしました比較的有利とされた北海道でも、心配な声、失望する声が相次いだわけであります。取りあえず法案を成立させて、小手先の修正を加えて何とかなるような悠長な状況ではございません。眞の農業再生のためには、流されるのではなく、踏みとどまつて考える勇気が必要であります。

す。このような状態で、政治の責任として、賛成するわけにはまいりません。

以下、大きく三点、食料自給率、担い手の要件、米の生産調整の観点から、反対の理由を述べます。

第一に、本法律案が、食料自給率の向上に資するどころか、低下させるおそれがあるからであります。

本法律案の考えの基本となつてゐる昨年の新しい食料・農業・農村基本計画では、食料自給率四五%を目標に掲げております。しかし、本法律案では、目的規定はおろか、どこにも食料自給率の向上につながる規定が置かれおりません。むしろ、支援対象を担い手に限定する結果、はじき飛ばされた担い手以外の農業者が意欲をなくして離農、耕作放棄を引き起こし、自給率を低下させるおそれすらあります。

第二は、支援対象を四ヘクタールなど一定の面積要件を満たす担い手に限定しているからであります。我が国は、欧米先進国と違つて、稻作を中心とした小規模兼業農家が大部分であり、その中には意欲のある農業者はたくさんおります。にもかかわらず、このような線引きで支援対象を限定すれば、彼らは意欲を失い、離農、耕作放棄が続出するおそれを生じますし、実態を無視した強引な集落農業の集積のやり方は、農村集落の崩壊さえも招くことを危惧しております。このままでは、現実には農業の担い手は育たず、農業の空洞化を招くことは明らかであります。

第三は、事実上、米の生産調整を支援の前提条件としているからであります。

本法律案のナラシ交付金はもちろん、本法律案と併せて平成十九年度から講じられるところの御意見を伺いました。地方公聴会、視察地訪問いたしました比較的有利とされた北海道でも、心配な御意見を伺いました。

政策改革推進対策でも、産地づくり交付金を始め、各種の支援が生産調整を条件としております。しかし、稻作農家、特に專業的な稻作農家に米を作るな、補助金をやるから麦、大豆に転作しないといつても、現実には簡単にはいきません。生

産調整はこの際廢止すべきであることを強く訴えます。

以上、反対の理由を申し上げてまいりましたが、食料自給率の向上に資するよう米の生産調整を廃止するとともに、主要農産物その他を地域の実情に応じて計画的に生産する農業者であれば、最低限生産費を保障する交付金制度を設けることになります。

本法律案の考え方の基本となつてゐる昨年の新しい食料・農業・農村基本計画では、食料自給率四五%を目標に掲げております。しかし、本法律案では、目的規定はおろか、どこにも食料自給率の向上につながる規定が置かれおりません。むしろ、支援対象を担い手に限定する結果、はじき飛ばされた担い手以外の農業者が意欲をなくして離農、耕作放棄を引き起こし、自給率を低下させるおそれすらあります。

第二は、支援対象を四ヘクタールなど一定の面積要件を満たす担い手に限定しているからであります。我が国は、欧米先進国と違つて、稻作を中心とした小規模兼業農家が大部分であり、その中には意欲のある農業者はたくさんおります。にもかかわらず、このような線引きで支援対象を限定すれば、彼らは意欲を失い、離農、耕作放棄が続出するおそれを生じますし、実態を無視した強引な集落農業の集積のやり方は、農村集落の崩壊さえも招くことを危惧しております。このままでは、現実には農業の担い手は育たず、農業の空洞化を招くことは明らかであります。

第三は、事実上、米の生産調整を支援の前提条件としているからであります。

本法律案のナラシ交付金はもちろん、本法律案と併せて平成十九年度から講じられるところの御意見を伺いました。地方公聴会、視察地訪問いたしました比較的有利とされた北海道でも、心配な御意見を伺いました。

政策改革推進対策でも、産地づくり交付金を始め、各種の支援が生産調整を条件としておりま

す。營農の組織化が難しいといった声なども聞かれてゐるところであります。

しかしながら、我が国農業の現状を踏まえれば、今こそ勇気を持つてこの改革を推し進め、将来に向けて明るい展望を切り開いていくことは避けて通れないものと考えます。

今回の三法案は、これまですべての農業者を対象として、麦、砂糖、でん粉等、品目ごとに講じてきた価格政策を見直し、やる気と能力のある担い手に対象を絞つた品目横断的な直接支払を導入するとともに、これに対応し、国内産業の政府無制限買入れ制度の廃止や、でん粉の価格調整措置の創設等を行うものであり、力強い農業構造を実現し、国民に対する食料の安定供給を確保する観点から是非とも必要な措置であると考えます。

三法案の実施に当たつて留意すべき事項又は一層の努力を要する事項等につきましては、各委員の質疑に対する政府側の答弁において、新たな対策のねらいや内容を各地域の実態を踏まえ、きめ細かくかつ分かりやすく説明することにより、農業者及び国民の理解を一層深めることとするなど、政府において万全を期して対処していくことが明らかにされたところでありますので、今後の政府の一層の努力に期待いたします。三法案に対する法律案の三法案につきまして、一括して賛成の討論を行います。

我が国農業は、現在、農業従事者の減少や高齢化、耕作放棄地の増加が進むとともに、土地利用型農業を中心に農業経営の規模拡大が後れております。このまま手をこまねいでいたのでは、農業のみならず、農村地域の維持発展にも支障を来しかねない危機的な状況になつております。このため、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う力強い農業構造を構築することが我が国農業にとって喫緊の課題であり、これにはやる気と能力のある担い手に施策を集中化、重點化して実施していくことが肝要であると考えております。

今回のいわゆる農政改革関連三法案により導入される新たな経営安定対策については、正に戦後農政の大転換となるものであることから、現場で

は、零細農家や兼業農家の切捨てであるといつた指摘や、担い手の要件の緩和を求める意見、集落

の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案及び砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案に対する反対討論を行います。

まず、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案についてですが、この法律案は、対象農産物の価格支持制度を廃止するとともに、品目横断的経営安定対策の実施法案と

して小泉構造改革を推し進めるものであります。

そして、経営安定対策の対象を担い手に限定することによって担い手以外の農家を切り捨て、日本農業を一層荒廃させ、食料自給率を低下させるものであり、決して認めることはできません。さらに、この法案は、WTO農業交渉での上限関税の導入などの関税障壁の大削減の事態を想定し、それに対応するために関税引下げを直接支払でカバーするという仕組みを導入するものであり、関税障壁なしのWTO体制に日本農業をはめ込むことを前提とした法案であり、強く反対するものであります。

次に、糖価調整法等一部改正案ですが、この法案は甘味資源作物、でん粉原料用芋のすべての生産者を対象とした最低生産者価格制度を廃止し、一部の担い手に限定した直接支払に転換するもので、原料作物生産から多くの農家を排除し生産縮小に追い込み、地域経済に大きな打撃を与えるものであり、認めることはできません。また、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案につきましては、一九五二年から続いてきた政府買入れ価格による国内産麦の政府無制限買入れ制度を廢止するというもので、麦の生産流通への政府の責任を放棄するものです。とても認めることはできません。

日本共産党は、大多数の農家の経営が成り立つ、国内生産の拡大を保障することを確信し、法案の撤回を強く求めるとともに、併せて危機的事態にある農業と農村を守るために関係者が力を合わせることが緊急に必要であることを指摘し、反対討論いたします。

○委員長(岩城光英君) 他に御意見もないようですか、討論は終局したものと認めます。

まず、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(岩城光英君) 多数と認めます。よつ

て、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岩城光英君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岩城光英君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(岩城光英君) 御異議ないと存じますが、御異議ございませんか。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十五分散会

六月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、カネミ油症被害者の仮払金返還問題の早期解決に関する請願

解消に関する請願(第一二三三〇号)(第二五二八号)

第一二三三〇号 平成十八年五月二十六日受理
カネミ油症被害者の仮払金返還問題の早期解決に

関する請願

請願者 埼玉県春日部市藤塚一、○九四ノ七 鳥居昭次 外九十九名

紹介議員 大久保勉君

この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。

第一二五二八号 平成十八年五月三十一日受理
カネミ油症被害者の仮払金返還問題の早期解決に関する請願

請願者 山形県米沢市万世町桑山一、一五六嵐田とみ外四十九名

紹介議員 小川敏夫君

この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。

六月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、食料自給率の抜本的向上に関する請願(第一二七五八号)

第二七五八号 平成十八年六月五日受理
食料自給率の抜本的向上に関する請願

請願者 青森市富田二ノ五ノ一 小野寺静子

紹介議員 下田敦子君
この請願の趣旨は、第一二一五号と同じである。

平成十八年六月二十一日印刷

平成十八年六月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C